

情報通信分野における 標準必須特許に係わる紛争の状況と課題

2017年7月28日

仁ラボ 代表
鶴原 稔也

自己紹介

- 1978年 電気通信大学大学院 応用電子工学専攻修士課程修了
- 1978年 日本電信電話公社（現NTT）入社
- 1978～1987年 横須賀電気通信研究所にて移動通信の研究開発に従事
- 1987～1990年 技術情報調査・分析業務に従事
- 1990～1993年 NTTにて知的財産業務に従事
- 1993～2005年 (株)NTTドコモにて知的財産業務に従事
- 2005～2013年 ドコモ・テクノロジー株式会社 知的財産部長
- 2013～2014年 (株)サイバー創研 特許調査分析部長
- 2014年4月～ 仁ラボ 代表（現職）
- 2015年9月 公益財団法人 日本生産性本部認定
キャリア・コンサルタント
- 2016年4月 国家資格キャリアコンサルタント

標準必須特許(SEP)を取り巻く環境の変遷

Phase 1 : 標準化優先の時代
ライセンス料無償の時代

Phase 2 : IPR Policy未整備の時代
SEP紛争の始まり

Phase 3 : FRAND条件論争の時代
Option 1からOption 2への移行
同業種間の紛争

Phase 4 : SEP公共財論争の時代
新規参入者 (Apple等) からSEPは公共財との主張
情報通信機器 (特にスマホ) の全世界的な普及

Phase 5 : 総合的対応の時代 (2017年～
IoT等による異業種間連携の進展

標準必須特許(SEP)を取り巻く環境の変遷

FTC v. Dell
【92-96 非開示】
【同意審決 米国 VESA】

Rambus v. Infineon
【00-05 非開示】
【開示義務無 米国 JEDEC】

MercExchange v. eBay
【01-08 特許侵害】
【差止請求4要素ヲ米 米国】

欧州委員会 v. Samsung
【05-09 支配的地位濫用】
【和解 欧州 ETSI】

Huawei v. IDC
【2013 独禁法違反】
【支配的地位濫用 中国 ITU】

Potter v. Strage
【76-81 特許侵害】
【ラチェス認定 米国 ANSI】

Rambus v. Hynix
【00-13 特許侵害】
【差止否認 米国 JEDEC】

欧州委員会 v. Qualcomm
【05-09 FRAND条件違反】
【取下 欧州 ETSI】

欧州委員会 v. Motorola
【05-09 支配的地位濫用】
【決定 欧州 ETSI】

レンジブック・スタンダード事件
【2009 反トラスト法抗弁】
【判断基準明示トイ CD】

Stambler v. Diebold
【85-88 特許侵害】
【ラチェス認定 米国 ANSI】

FTC v. Rambus
【02-09 非開示】
【Rambus勝訴 米国 JEDEC】

韓国公取 v. Qualcomm
【09/16 優越的地位の濫用等】
【係争中 韓国】

Samsung v. Apple
【2011 特許侵害】
【仮差止請求棄却 ヲイ ETSI】

Apple v. Samsung
【2014 特許侵害】
【知財高裁判決 日本 ETSI】

Wang v. Mitsubishi
【89-97 非開示】
【イッパル認定 米国 JEDEC】

欧州委員会 v. Rambus
【07-09 以ハ条約102条違反】
【確約履行義務 欧州 JEDEC】

日本公取 v. Qualcomm
【2009 NAP条項違反】
【審判中 日本】

Apple v. Samsung
【10-15 特許侵害/独禁法】
【和解 米/欧州/韓 ETSI】

欧州委員会 ⇒ Sun
【1992 必須性評価】
【非必須認定 欧州 ETSI】

中国公取 v. Qualcomm
【2015 NAP条項違反】
【制裁金 中国】

Motorola v. Apple
【10-14 特許侵害/独禁法】
【和解 米/独 ITU】

Huawei v. ZTE
【2015 特許侵害】
【CJEU予備的判決トイ ETSI】

IDC ⇒ TIA
【1993 警告書送付】
【個別の特許紛争 米国 TDMA】

IDC v. Motorola他
【93-96 特許侵害】
【和解/Motorola勝訴 米国 TIA】

FTC ⇒ Qualcomm
【2017 独禁法違反】
【係争中 米国】

Motorola v. Microsoft
【10-13 特許侵害】
【低額のライセンス料算出 米国 ITU/IEEE】

Qualcomm ⇒ ITU/ETSI/ARIB
【97-99 3号選択】
【取下 国連/欧/日 IMT-2000】

Qualcomm v. Ericsson
【96-99 特許侵害】
【和解 米国 TIA/ITU】

欧州委員会 ⇒ Qualcomm
【2015 タバコ】
【調査中 欧州】

Innovatio v. Cisco他
【11-13 特許侵害】
【低額のライセンス料算出 米国 IEEE】

Ericsson ⇒ ITU/ETSI/ARIB
【97-99 3号選択】
【取下 国連/欧/日 IMT-2000】

欧州委員会 ⇒ Qualcomm
【2017 NPX買収】
【調査中 欧州】

FTC v. Nデータ
【97-08 特許権移転】
【FTC法5条違反認定 米国 IEEE】

Golden Bridge v. Motorola他
【05-08 標準化作業での共謀】
【原告敗訴 米国 3GPP】

BT ⇒ ITU
【95-99 3号選択】
【2号選択 米国 G.691】

FTC v. Unocal
【95-05 FTC法5条違反】
【違反認定 米国 加州大気資源局】

Broadcom v. Qualcomm
【05-08 特許侵害】
【イッパル認定 米国 ITU】

欧州委員会 v. ICom
【2009 特許権移転】
【声明書有効宣言 欧州 ?】

Philips v. ITC
【05-09 パッケージライセンス】
【非必須特許包含せ 米国 ISO】

Pirelli ⇒ ITU
【97-00 3号選択】
【規格変更 米国 G.691/G.692】

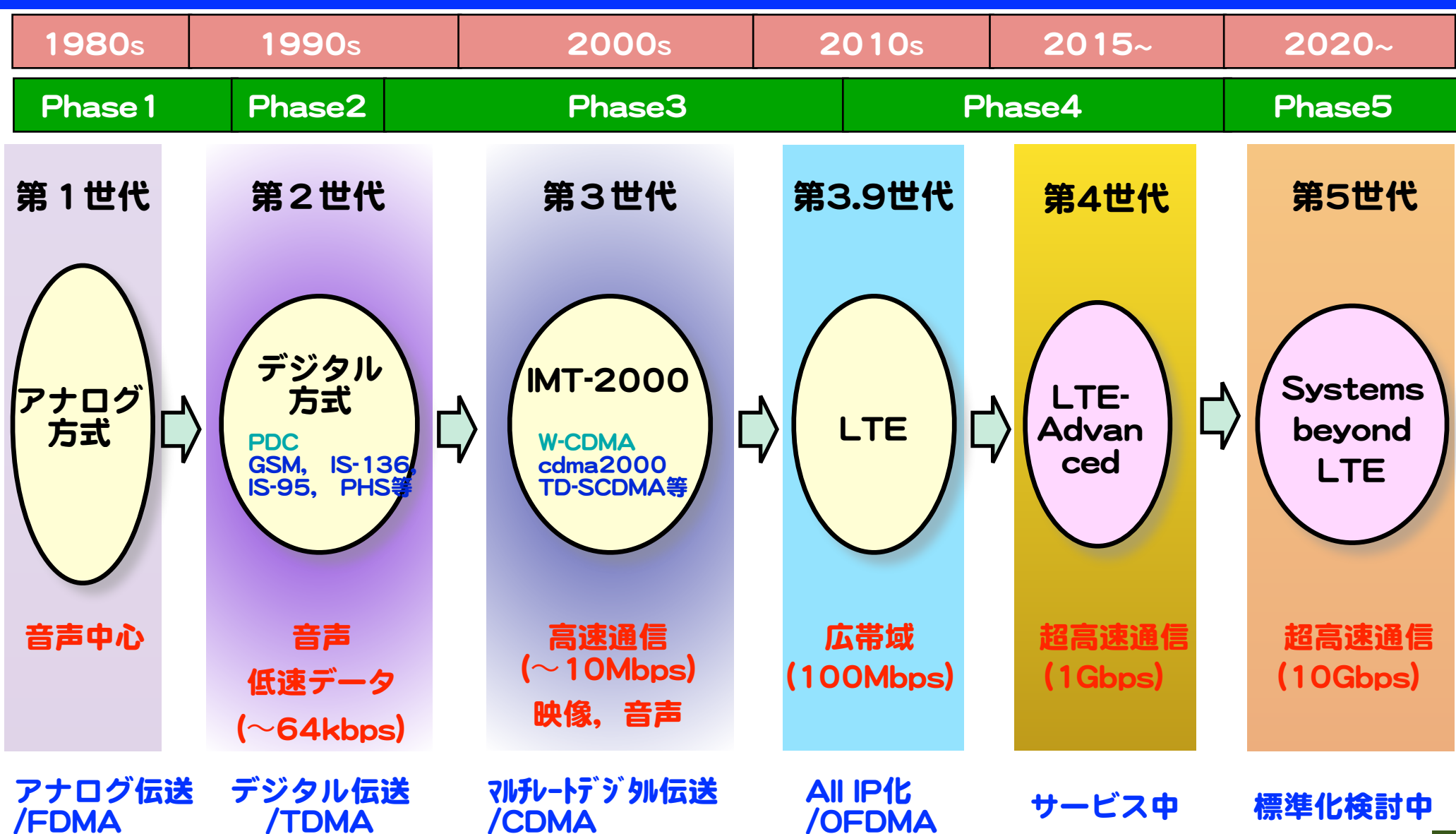
Magill (欧州委員会) v. BBC他
【89-95 以ハ条約102条違反】
【違反認定 欧州 テレビ番組カ付】

Qualcomm v. Nokia
【05-08 特許侵害】
【和解 米国 ETSI/ITU】

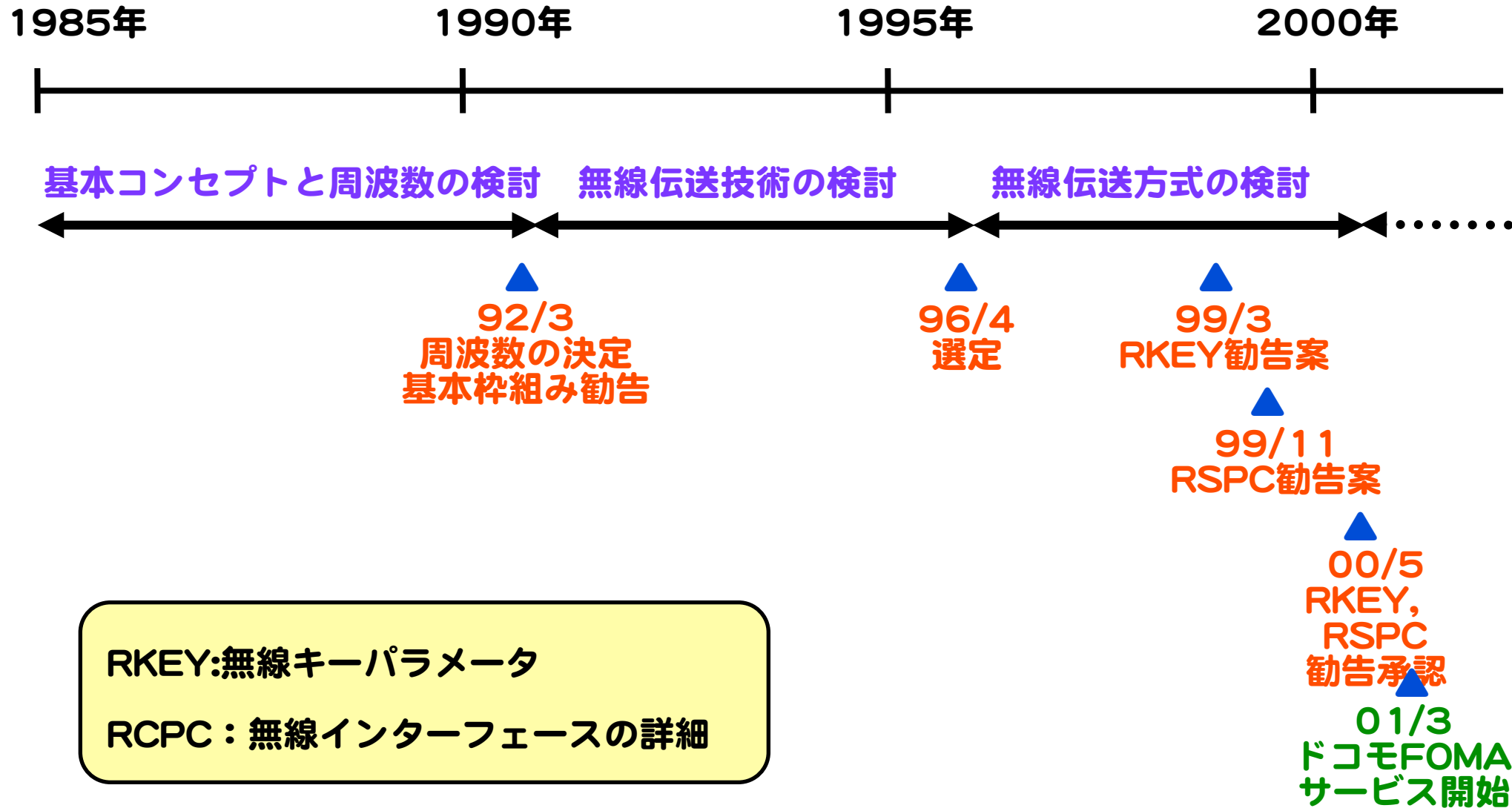
原告 v. 被告
【期間 争点】
【結果 紛争国 標準化機関名】

USTR ⇒ ITC
【2013 iPhone輸入禁止命令】
【拒否権発動 米国 ITU】

移動通信システムの発展の流れ



第3世代移動通信システム標準化の経緯



標準化活動における標準必須特許の扱い

- ①標準化機関は標準規格を制定する前に、メンバーに対して『**制定予定の標準規格に係わる必須特許を所有しているか否か？**』を問い合わせる。
- ②メンバーは、制定予定の標準規格に係わる必須特許を所有している場合、対象特許の詳細と、下記のOptionのいずれかを選択した「**IPR宣言書**」を標準化機関に提出する。

Option-1 : 自由に無償で使用可能

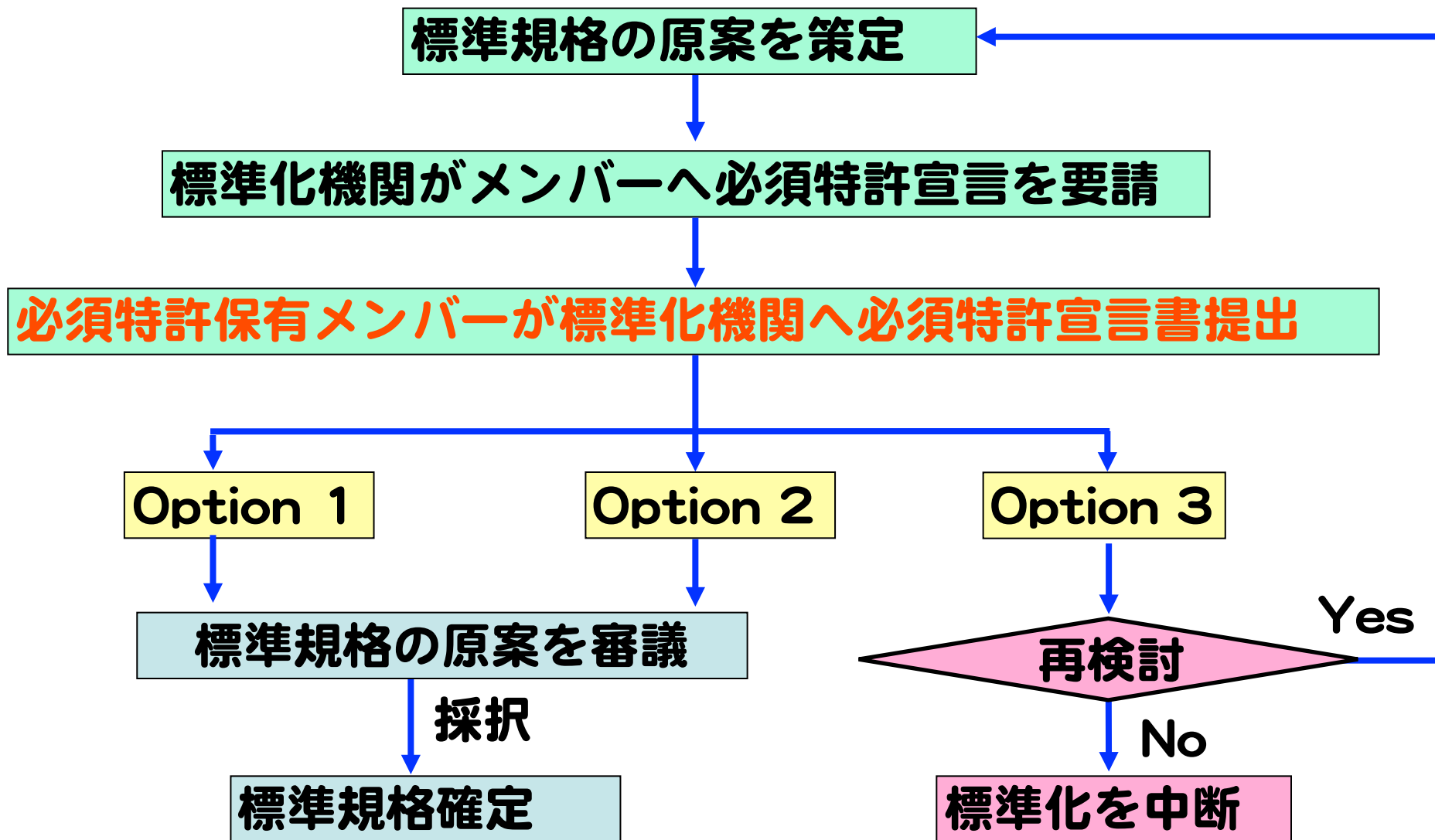
Option-2 : FRAND条件※で許諾

Option-3 : 許諾しない又は非FRAND条件で許諾

標準必須特許：標準規格書に従った製品を製造する等
(実施) する際に必須となる特許

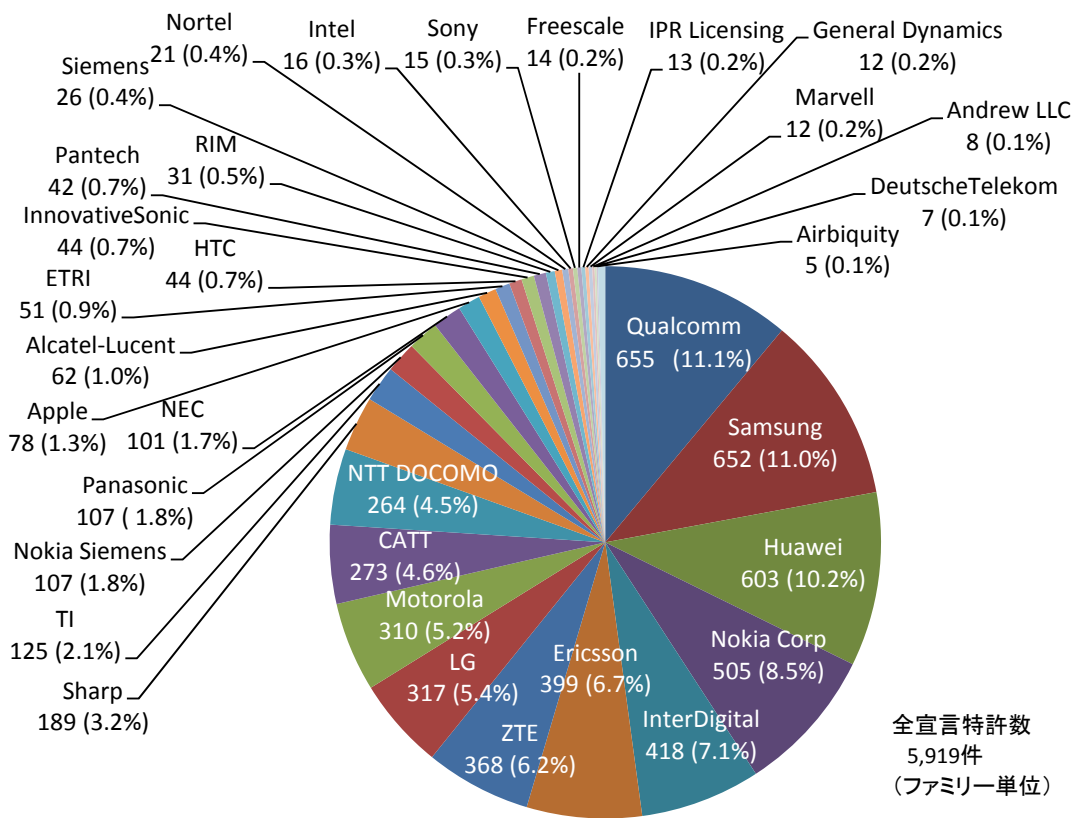
※ FRAND : Fair, Reasonable and Non-Discriminatory
(公平, 合理的かつ非差別的)

典型的な標準規格策定プロセス



W-CDMA必須特許宣言数とその割合

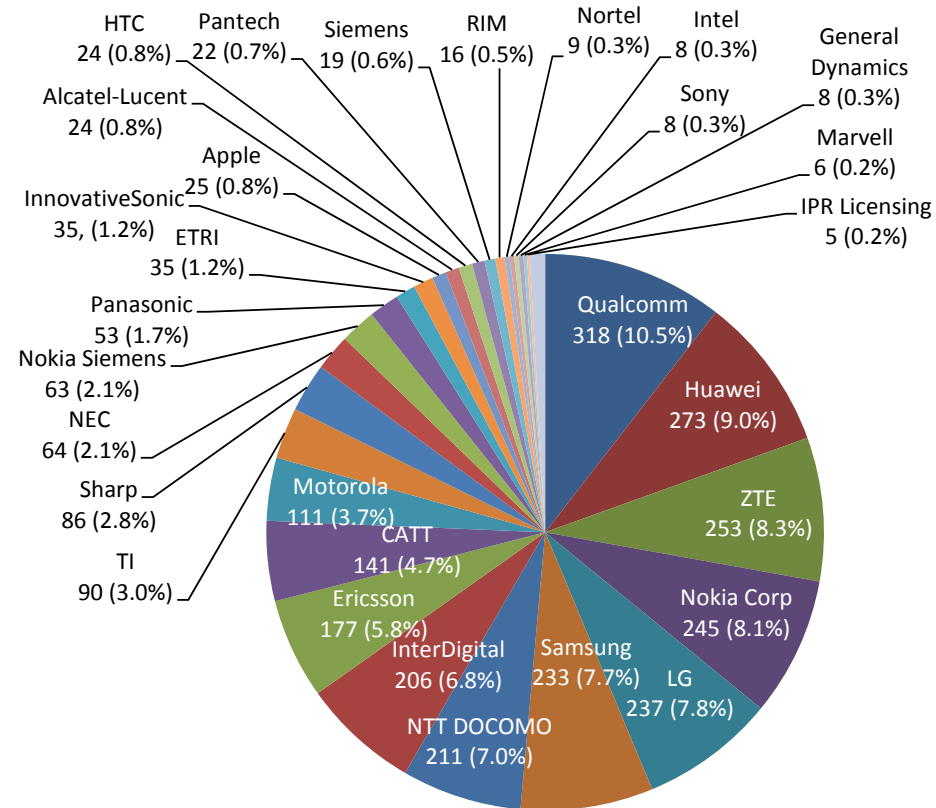
評価前と評価後の必須特許企業別件数



評価前

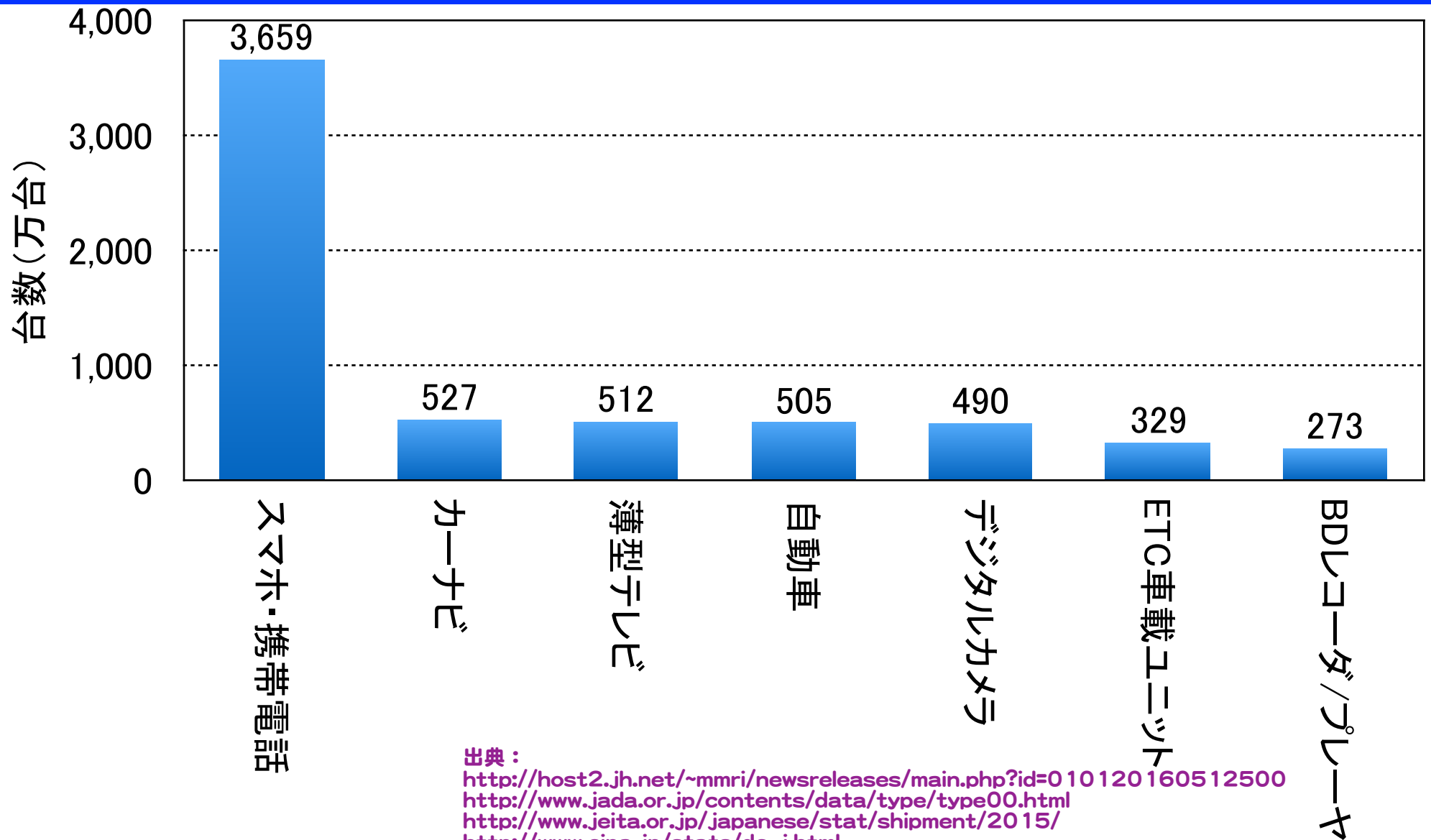
出願全体：56%

登録特許：54%



評価後

民生機器の2015年度国内出荷台数



出典：

<http://host2.jh.net/~mmri/newsreleases/main.php?id=010120160512500>

<http://www.jada.or.jp/contents/data/type/type00.html>

<http://www.jeita.or.jp/japanese/stat/shipment/2015/>

http://www.cipa.jp/stats/dc_j.html

<http://www.garbage news.net/archives/2101334.html>

全世界のスマホ出荷台数

順位	2015年			2016年		
	会社名	台数(万台)	シェア(%)	会社名	台数(万台)	シェア(%)
1	Samsung (韓)	33,592	24.7	Samsung (韓)	31,008	22.8
2	Apple (米)	24,752	18.2	Apple (米)	20,808	15.3
3	Huawei (中)	11,288	8.3	Huawei (中)	13,056	9.6
4	Lenovo (中)	7,344	5.4	OPPO (中)	9,792	7.2
5	LG電子 (韓)	7,072	5.2	vivo (中)	8,160	6.0
6	Xiaomi (中)	7,072	5.2	LG電子 (韓)	7,480	5.5
7	OPPO (中)	5,168	3.8	Xiaomi (中)	5,032	3.7
8	TCL (中)	5,032	3.7	Lenovo (中)	5,032	3.7
9	vivo (中)	4,896	3.6	TCL (中)	5,032	3.7
10	ZTE (中)	4,624	3.4	ZTE (中)	4,760	3.5
	その他	25,160	18.5	その他	25,704	18.9
	総出荷台数	13億台		13.6億台	13.6億台	

注：日本の2016年の総出荷台数は3,600万台(前年比 -3%)

出典：<http://techon.nikkeibp.co.jp/atcl/column/15/011300091/020100026/>
<https://www.m2ri.jp/news/detail.html?id=224>

世代毎に入れ替わるプレイヤー

Phase 2【第2世代 (2G)】

- 標準システム間競争による紛争 (GSM v. cdmaOne)
- 標準必須特許によるブロッキングはGSMが最初
- GSMでは、欧米企業 対 日本企業という構図であり、ブロッキングへの日本企業の対応は**クロスライセンス契約によるライセンス料低減が主**

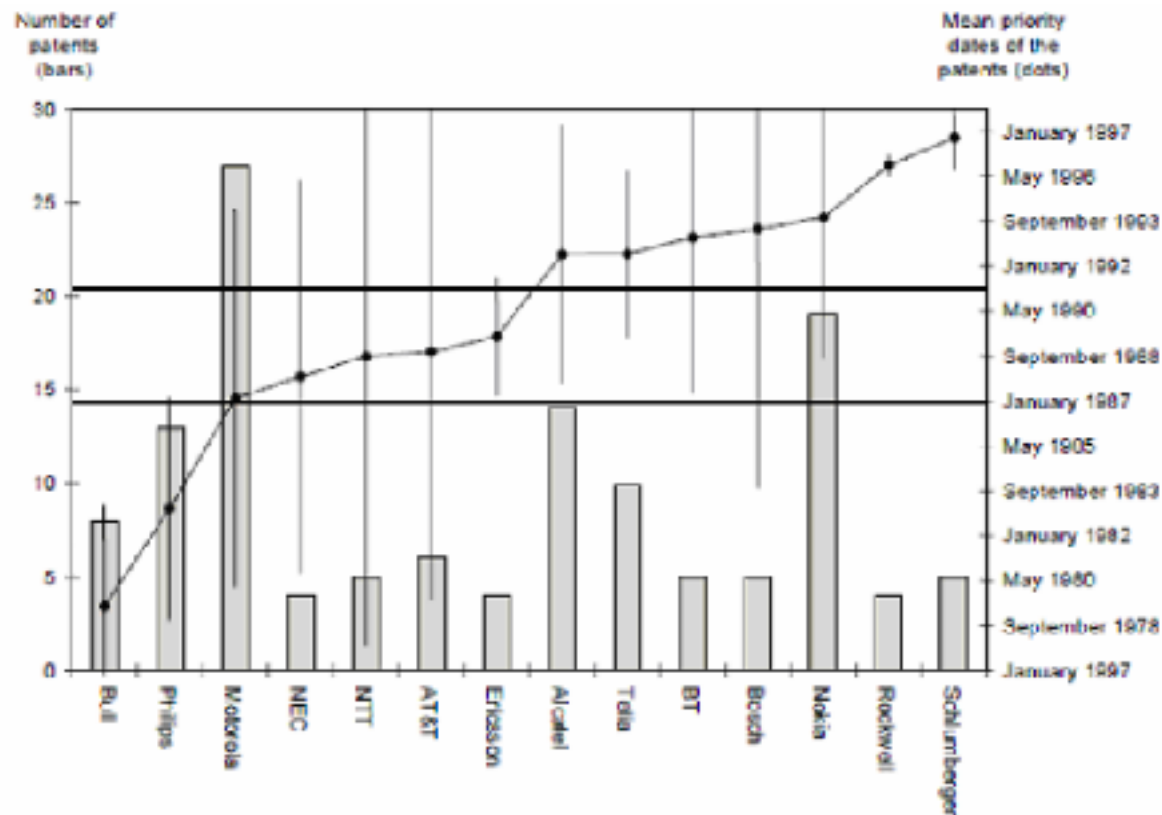
Phase 3【第3世代 (3G)】

- 既存勢力 (多数の特許を所有) 対 新興勢力 (Apple, Microsoft社等の特許を殆ど所有していない) との紛争
- 新興勢力から『**標準必須特許は公共財でありライセンス料は低額とすべき**』との新たな主張があり、結果としてライセンス料が2~3桁低減

Phase 4【第3.9~4世代 (3.9G~4G)】

- 3Gでの新興勢力 (Apple等) は、既存勢力 (多数の特許を所有) となる
- 新興国企業には、『**特許を多数保有している企業**』と『**特許は殆ど保有していないが格安な製品を製造販売している企業**』が混在しているので、両者への対応が必要。

企業別のGSMの必須特許数



縦軸左：棒グラフ。1998 年までの各社の必須特許取得数。縦軸右：折れ線グラフ。各社特許の発行時期平均。

図 1「企業別の GSM の必須特許数および特許の平均成立時期」引用:Bekkers(2002)

立本博文著, 「GSM 携帯電話② 特許問題, —欧州はどのように通信産業の競争力を伸ばしたのか—」, 東京大学ものづくり経営研究センター, p.9, 2008 年2 月
http://merc.e.u-tokyo.ac.jp/mmrc/dp/pdf/MMRC197_2008.pdf

GSM端末の世界シェアの推移

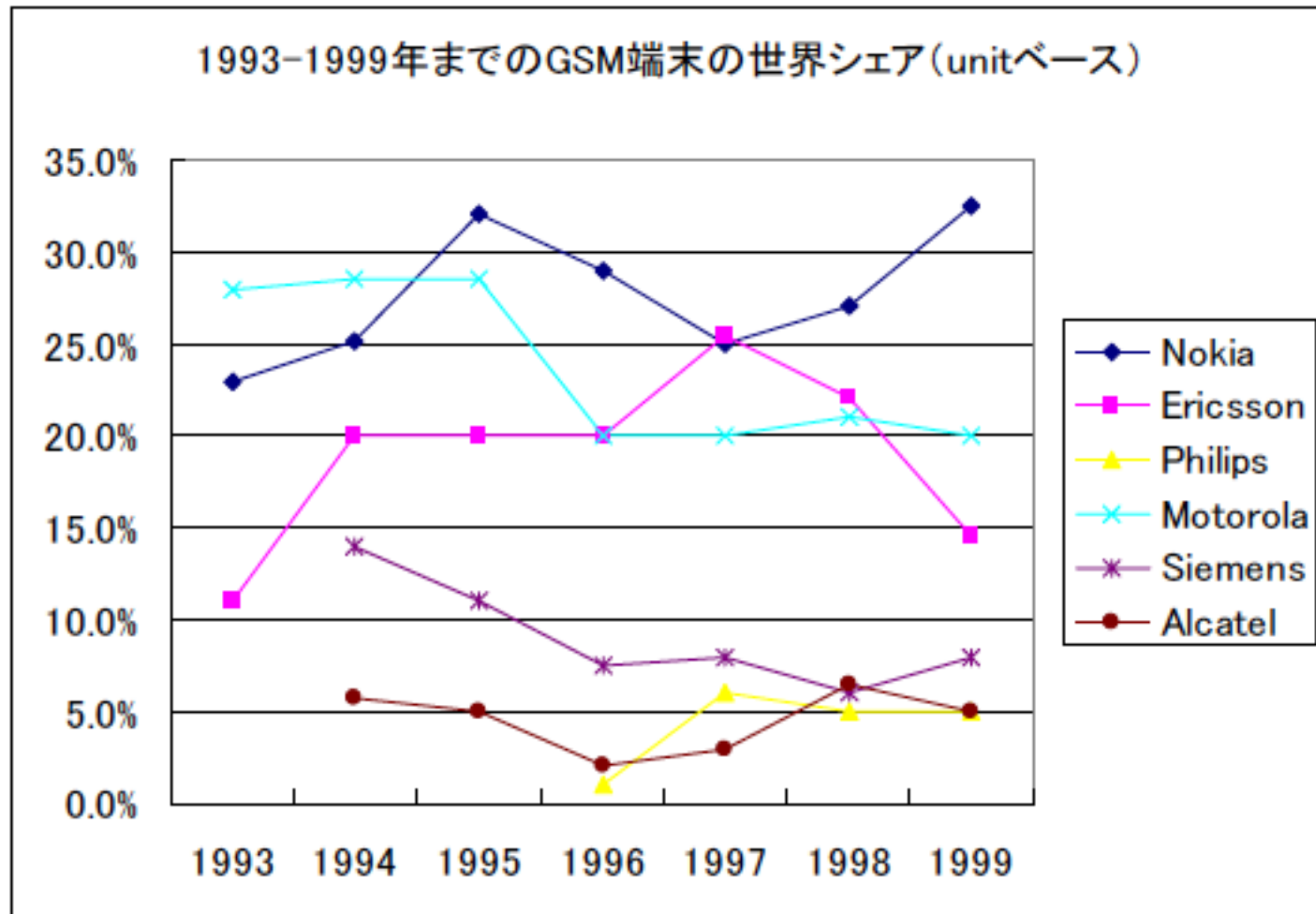


図 2 1993-1999 年までの GSM 端末の世界シェア データ引用：Funk(2002)

立本博文著, 「GSM 携帯電話② 特許問題, 一欧州はどのように通信産業の競争力を伸ばしたのか」, 東京大学ものづくり経営研究センター, p.13, 2008 年2 月
http://merc.e.u-tokyo.ac.jp/mmrc/dp/pdf/MMRC197_2008.pdf

GSMの特許ライセンス状況

◆クロスライセンス締結グループ (5社)

- ・ モトローラ
- ・ シーメンス
- ・ アルカテル
- ・ ノキア
- ・ エリクソン

◆クロスライセンスを行えない企業は
1992年のGSMサービス開始直後は累積で
**端末価格の30～40%の
ロイヤルティ支払いが必要**であった。

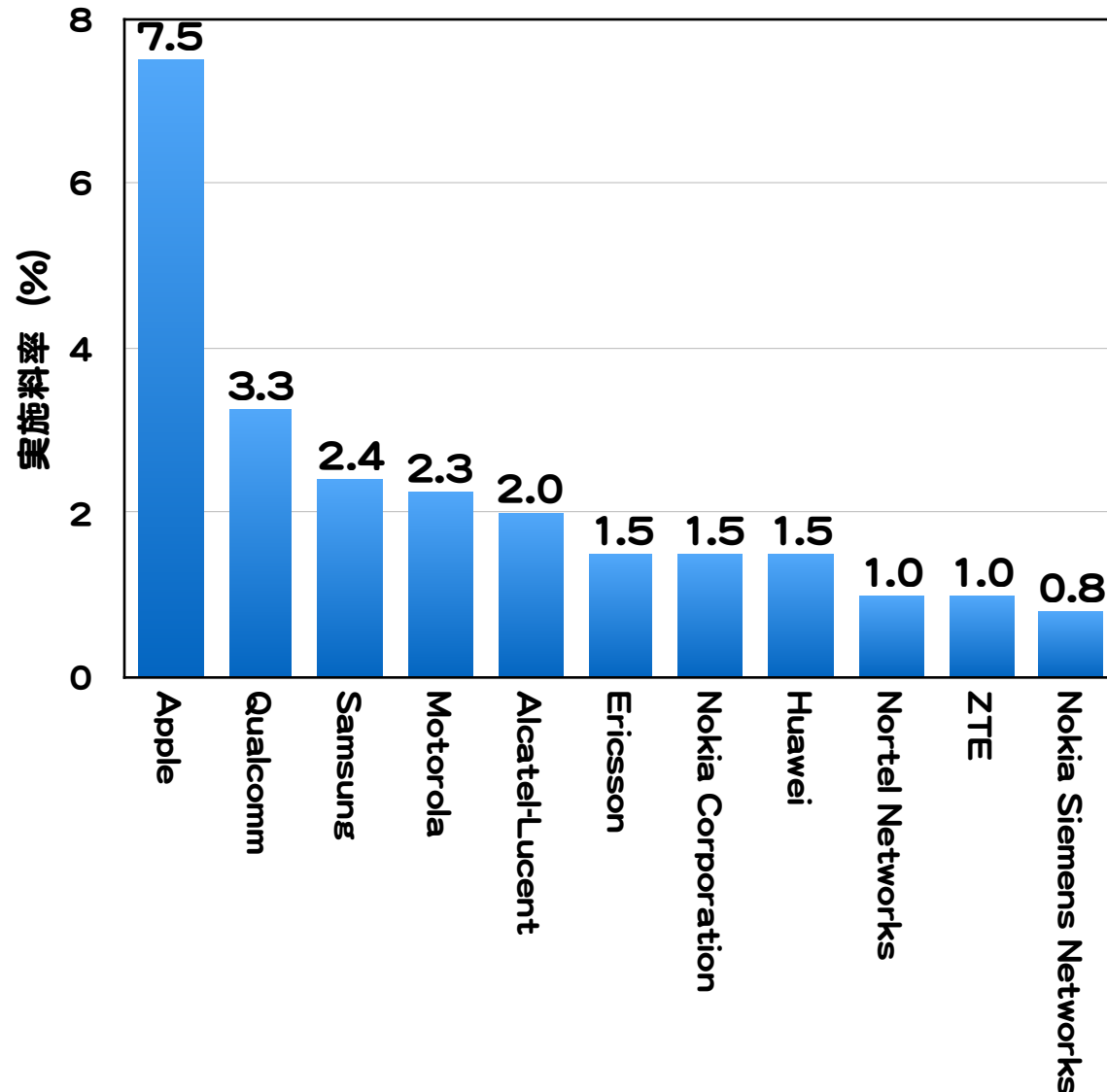
Rockstar, Android関連特許4000件を RPXに売却

- ◆倒産したカナダの大手通信機器メーカーが保有していた特許の入札に、Apple, Cisco, Microsoft, BlackBerry, Ericsson, ソニーが企業連合 (Rockstar Bidco) で参加
- ◆最初に9億ドルの価格を提示したグーグルと競り合い、最終的にRockstar Bidcoが約45億ドルで落札
- ◆Rockstar Bidcoは、その後Rockstar Consortiumという新しい法人に引き継がれ、落札した6000件の特許のうち、約2000件は企業連合の各社に渡し、残りの4000件についてはRockstar Consortiumに所有権が移転
- ◆Rockstar Consortiumは、2011年の特許ポートフォリオ買収後、Googleと、Asus, HTC, Huawei, LG Electronics, Samsung ElectronicsなどのAndroid搭載端末メーカーを特許侵害で提訴

Rockstar, Android関連特許4000件をRPXに売却

- ◆Rockstar Consortiumは、2014年11月にGoogleとの特許訴訟で和解
- ◆2014年12月23日にRockstar Consortiumは、所有する特許4000件をRPXに売却
- ◆RPXは、2008年3月に設立された特許リスク軽減を掲げるサービスを提供する企業であり、特許リスク管理ソリューション、防衛的買収の引受の申出、引受買収（シンジケーション）、特許情報戦略（インテリジェンス）、アドバイザリー・サービスを提供
- ◆RPXはこれらの特許をFRAND特許（必須の標準特許）としてGoogleやCisco Systemsをはじめとする30社以上の企業にライセンス

ETSIにおけるLTE必須特許宣言数及び 実施料率



Apple v. Samsung
知財高裁判決

• 0.0023%

Motorola v. Microsoft
米国連邦地裁判決

• 0.001%

(0.555セント,
Windows 400ドル)

• 0.009%

(3.471セント,
Microsoft Xbox 400ドル)

AppleからSamsungへの要求

• スマートフォン
30ドル/台
(7.5%@400ドル)

• タブレット端末
40ドル/台
(10%@400ドル)

ITU IPR Ad Hoc Groupでの議論

◆差し止め請求権 (injunctive relief) について

• Apple陣営

(Apple, Intel, ブロードコム, シスコ, HP, メディアテック, ZTE, Microsoft, (マーヴェル, ヴェライゾン))

★差し止め請求は, 「原則不可」

例外的に限定は認めるが限定される範囲を明記が必要

• Nokia陣営

(Nokia, Qualcomm, Ericsson, アルカテル・ルーセント, ドルビー, NSN, フランステレコム, パナソニック, TDF)

★差し止め請求は, 「原則可」

例外を明確にして限定 (セーフハーバーアプローチ)

AVANCI, IoT のワイヤレス接続を加速する ワンストップ・ライセンス・プラットフォームを始動

- ◆Avanci は、IoT向けの特許で保護されたワイヤレステクノロジーのライセンス市場を世界で初めて立ち上げたと発表
- ◆エリクソン、クアルコム、InterDigital、KPN、ZTE を含む業界トップのテクノロジーイノベーターが有する標準必須特許をシングルライセンスで IoT (Internet of Things) 企業に提供
- ◆コネクティッド・プロダクト用ライセンス取得の簡素化を求める IoTメーカーに応えた透明かつ定額のFRAND条件の料金設定
- ◆創設者でCEOは、カシム・アルファラヒ (Kasim Alfalahi)
- ◆当初はコネクティッドカーやスマートメーター向けの2G/3G/4G モバイル技術のライセンスサービスに注力し、その後速やかに他の IoT製品分野にもサービスを拡大する予定
- ◆Avanci は 2016 年に設立され、本拠地は米国ダラス

(2016年9月14日)

出典：Avanci社報道発表資料 avanci.com/wp-content/uploads/2016/09/avanci_press_release_japanese.pdf

GAFAへの対応

- ◆Google, Apple, Facebook, Amazonは、その頭文字でまとめて「GAFA」と呼ばれ、GAFAが提供するサービスの上で、販売や広告が行われていることから、「プラットフォーム」ともいう
- ◆スマホ向けアプリの開発者は、プラットフォームを通じた販売・決済が義務となっており、30%程度の手数料を払い、価格設定も120円や240円といった決まった額しか選べないこともある
- ◆Amazonは、スイッチングチップを完全に自社開発しており、同チップは2016年1月にAmazonが買収したイスラエルのAnnapurna Labsが開発
- ◆2014年にGoogleやMicrosoftなどの大手クラウド事業者が「25G Ethernet Consortium」を設立して主導し、25Gビット/秒や50Gビット/秒のイーサネット規格を策定
- ◆従来は、イーサネット規格の標準化はIEEEで推進されていた
- ◆IEEEでは、10Gビット/秒の次は40Gビット/秒の標準規格策定中だったが、上記コンソーシアムが策定した25Gビット/秒の標準を後追いで策定

出典：経済産業省 <http://www.meti.go.jp/main/60sec/2016/20160928001.html>
ITProニュース itpro.nikkeibp.co.jp/atclact/active/16/122200155/122200003/

ホールドアップ問題

ホールドアップ…規格の必須特許技術が普及した後に必須特許の権利行使によりその技術の普及が妨げられること。

標準規格技術を利用する場合、何らかの開発投資、設備投資を利用者側が行いながら事業化を進めるが、この投資が大きいほど、利用者側が当該標準に**ロックイン（固定化）**される。

ロックインされた状態で特許権者にホールドアップを起こされると、

利用者側が他の技術に移行できず**多額のライセンス料を支払**わねばならない状況に追い詰められてしまう。

出典：鶴原稔也著、「技術標準をめぐる特許問題の概観－移動通信方式標準化に係わる特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として」、特許懇 No.272, 2014年1月24日発行, pp.99~103]

ホールドアップ問題

◆ホールドアップ問題は、次の3種類に分けられる。

- ①必須特許を所有しているが、標準化作業に一切参加していない会社等が、標準規格書が策定され、製品やシステムが販売された後に、必須特許のライセンスを拒否したり、法外なライセンス料を要求する場合
(アウトサイダー問題)
- ②標準化作業に途中まで参加していたが、必須特許を報告せず脱退後に 必須特許があるとして法外なライセンス料を要求する場合
(スピンアウト問題)
- ③標準化作業に参加し、FRAND 条件での許諾を宣言している企業等が、パテントプールに参加せず、個別に（相対的に）高いライセンス料を 要求する場合 (FRAND問題)

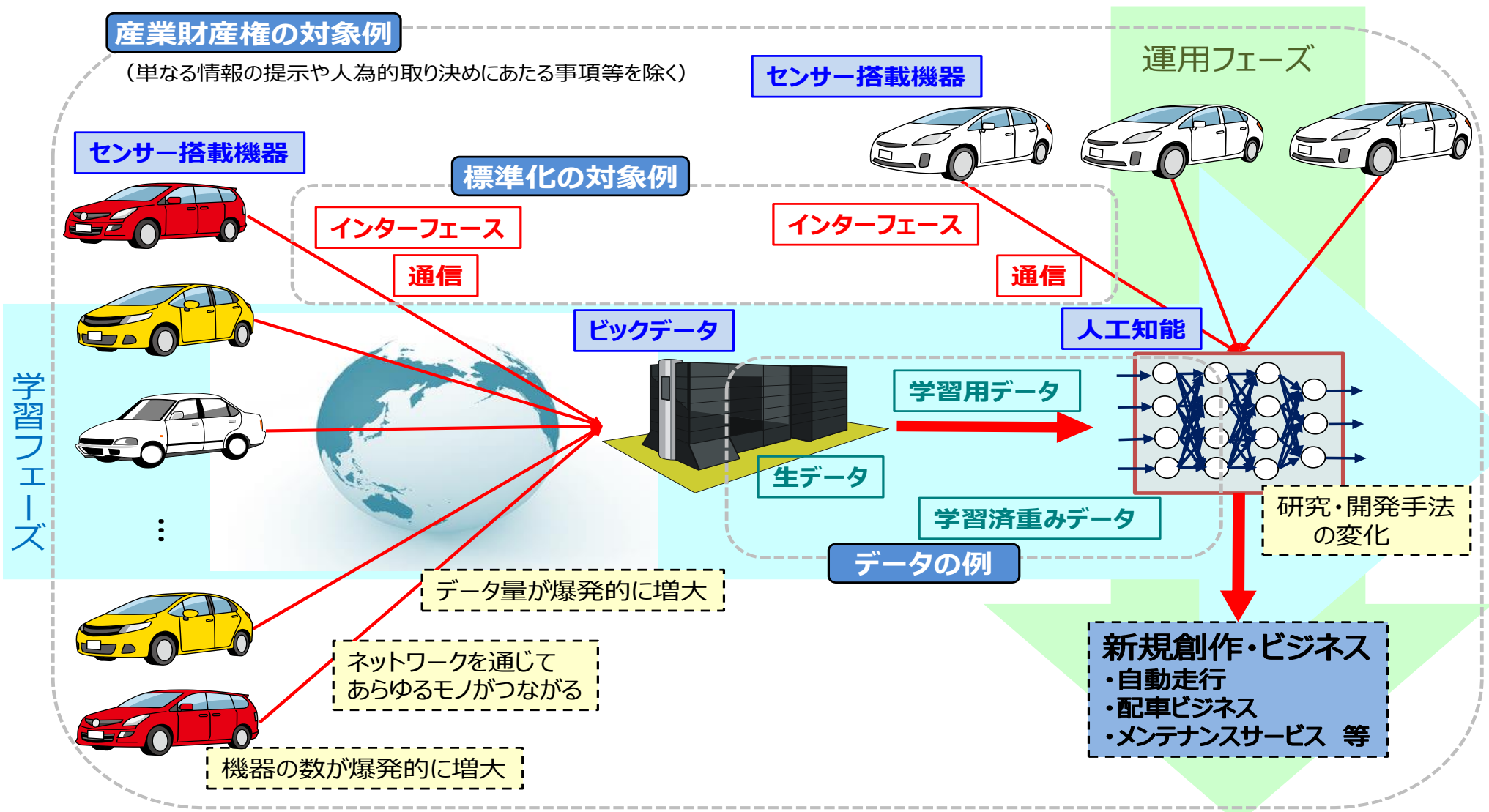
出典：鶴原稔也著、「技術標準をめぐる特許問題の概観－移動通信方式標準化に係わる特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として－」, 特技懇 No.272, 2014年1月24日発行, pp.99~103]

リバースホールドアップ問題

- ・ 標準規格書に従ってスマートフォン等を製造販売する企業（特許実施者）がライセンス交渉に不誠実な場合、差し止め請求権を完全に制限すると必須特許権者がライセンス料を徴収できなくなる
こと
- ・ 特許実施者がライセンス交渉に全く応じない場合には、差し止め請求権を制限する必要はない、が一般的認識
- ・ 特許実施者がライセンス交渉に応じてはいるが、交渉担当者を短期間に交替させるなどの不誠実な交渉態度をとる企業が現実存在しており、このような企業等への差し止め請求をどうするかが
問題

出典：「標準化活動におけるホールドアップ問題への対応と競争法」， pp.39~45， 公正取引委員会競争政策研究センター

IoT俯瞰図 (データ, 産業財産権, 標準の絡み合い)



出典：第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会報告書参考資料（特許庁/経産省 2017年

今後はどうなるか

◆第4次産業革命 (Society 5.0)

- ・ 様々なつながりによる新たな付加価値の創出
- ・ 従来独立/対立関係にあったものが融合し、変化
- ・ 新たなビジネスモデルが誕生
- ・ IoT, 人工知能 (AI) / ロボット, ビッグデータ

◆主戦場の变化

第1幕：バーチャルデータ ⇒ 第2幕：リアルデータ

◆IoTの進展

- ・ プレーヤーの拡大 (特に中小企業)
- ・ 業種間の連携 (ICT産業と他分野)
- ・ ICT分野の標準必須特許を他分野でも使用
- ・ NPEからの攻勢 (特に中小企業)

◆人工知能 (AI) / ロボットの発展

- ・ 鉄腕アトムやドラえもんは誕生するか？
- ・ 人間の介在なしに人工知能自身が創作/発明するか？



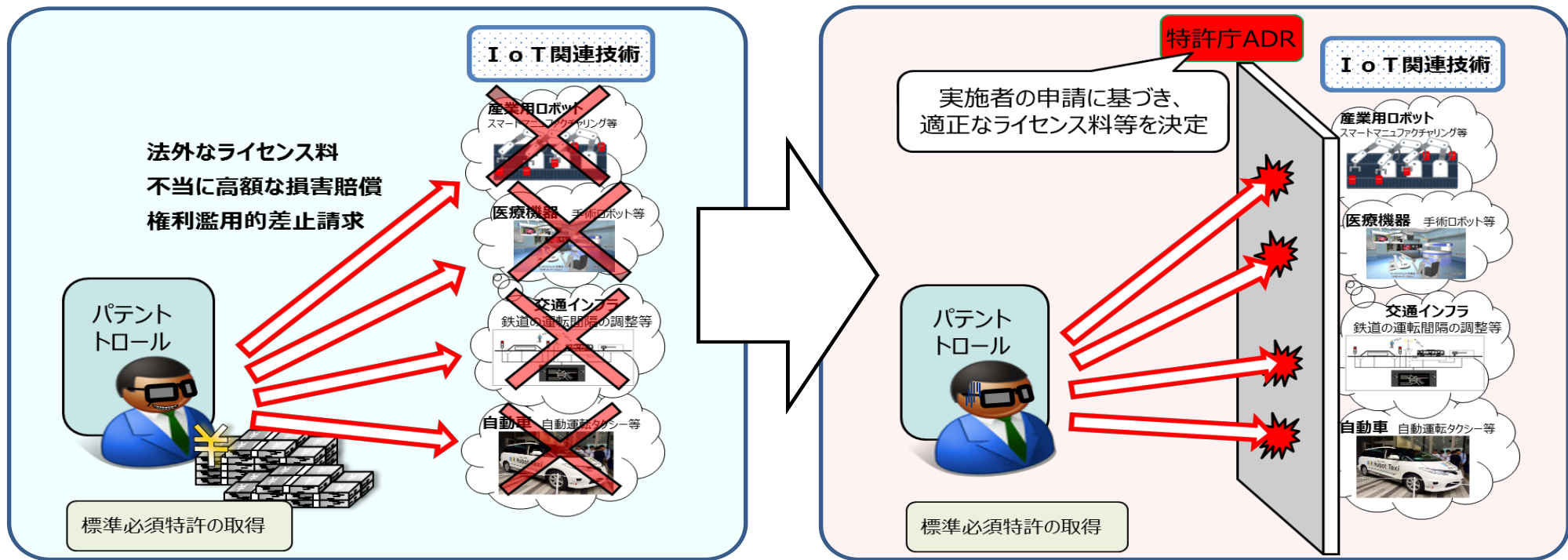
AIが著作者となるか？
AIが発明者となるか？

◆(ビッグ) データの活用/利活用

- ・ 個人情報保護法の改正 (2017年5月30日施行)
- ・ 匿名化情報の活用
- ・ リアルデータの企業/業種を超えた活用

標準必須特許を始めとする 多様な特許紛争の迅速・簡便な解決①

- IoTの普及に伴い、様々なつながりが増加する中、知財（特に情報通信技術を利用する分野）の管理コストが増大するおそれ。米国では、**パテント・トロール**※による濫用的な権利行使が社会問題化
※パテント・トロール：ライセンス料や高額な和解金を得ることを目的とした権利行使をビジネスとする者
- つなげる社会インフラの一部を構成する規格について、その実施に必要な特許をめぐる紛争が多発・長期化すれば、経済・産業に悪影響が及ぶおそれ



- 標準必須特許をめぐる紛争を対象とし、行政が適正なライセンス料を決定するADR※制度（標準必須特許裁定）の導入を検討。 ※ADR（Alternative Dispute Resolution）：調停、あっせん等の、裁判以外の方法による紛争解決手段

出典：第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会報告書参考資料（特許庁/経産省 2017年4月19日）

標準必須特許を始めとする 多様な特許紛争の迅速・簡便な解決②

- IoTの普及に伴い、中小・ベンチャー企業を含む多様な企業間の連携が増加する中、知財の管理コストが増大するおそれ
- 特に、中小・ベンチャー企業は、交渉や訴訟への対応に当たり困難に直面する可能性

- 経営資源に乏しい**中小・ベンチャー企業**は訴訟提起を躊躇
- 交渉の長期化はビジネスに悪影響を及ぼす



- ライセンス契約や特許権侵害紛争を対象とし、中小企業等が使いやすいADR[※]制度（あっせん）について、民間ADR（日本知的財産仲裁センター等）との関係を整理した上で、制度設計を検討。

※ADR（Alternative Dispute Resolution）：調停、あっせん等の、裁判以外の方法による紛争解決手段

出典：第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会報告書参考資料（特許庁/経産省 2017年4月19日）

公正取引委員会（2017/7/28）<http://www.meti.go.jp/report/whitepaper/data/pdf/20170419001-3.pdf>

© 鶴原稔也, 2017

裁定制度

裁定制度とは、一定の要件が満たされた場合に、特許庁長官又は経済産業大臣の裁定によって、他人の特許発明等を、**その特許権者等の同意を得ることなく、あるいは意に反して、第三者が実施する権利（強制実施権）を設定することができる制度**である

我が国では、特許法、実用新案法 及び意匠法において、以下の 3つの場合の裁定を規定している。

①不実施の場合の通常実施権の設定の裁定

(特第83条, 実第21条)

②利用関係の場合の通常実施権の設定の裁定

(特第92条, 実第22条, 意第33条)

③公共の利益のための通常実施権の設定の裁定

(特第93条, 実第23条)

出典：特許発明の円滑な使用に係る諸問題について
産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会特許戦略計画関連問題ワーキンググループ 2004年11月17日 特許庁
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/strategy_wg_prob/00.pdf

中国の特許に係る国家標準に関する管理規定（暫定）

◆国家標準化管理委員会と国家知識産権局が共同で作成

◆2014年1月1日に施行

◆特許権者または特許出願人は特許実施許諾声明を行わなければならない

- ・例えば特許権者または特許出願人は、合理的かつ無差別的な条件に基づき、国家標準を実施するいかなる組織及び個人が無償または許諾料を支払ってその特許を実施することを許諾することを声明してもよい

- ・または、上記2種類の方法で特許実施を許諾しないことを声明してもよい

◆特許権者または特許出願人からの許諾声明を取得していない場合、強制的国家標準でない限り、国家標準にはその特許に基づく条項を有してはならない

◆強制的国家標準は一般的に特許に係ることがないとしている

◆強制的国家標準は、特許に係る必要性があり、特許権者または特許出願人は「規定」に規定されている特許実施許諾声明を行うことを拒否する場合、国家標準化管理委員会、中国知識産権局及び関連部門は特許権者または特許出願人とともに、特許の処置について協議すべきである

◆国家標準化委員会は、特許に係る可能性のある強制的国家標準が発表される前に、標準草案の全文と既知の特許情報を公示しなければならない

中国専利（特許）法第4回改正草案 の発表とパブコメ募集

【草案における主な改正点】

◆黙示的許諾制度の導入（第85条）

黙示的許諾制度とは、国家標準の制定に参加した特許権者が、国家標準の制定の際に、**標準必須特許を保有していることを開示しなかった場合において、当該標準の実施者に対して特許権にかかる技術を許諾したものとみなすこと**

これにより、特許権者が自己の有する特許権を国家標準に取り入れ、不当な利益を図ることを防止できる

なお、黙示的許諾制度は無償ではなく、協議により実施料を定めなければならない。協議が成立しない場合は、**中国国家知識産権局(SIPO)に実施料の裁定を請求**することができ、その裁定された金額に不服である場合は、裁判所に提訴することができる

パブコメ募集期間は、2015年12月2日～2016年1月1日であり、改正法の施行日は早くとも2017年以降になると思われる

パテントプールの活用

①ライセンス条件の事前開示

- ・殆ど全ての参加者が**最高額に設定**し、ライセンス料の総額が現状より後退

②パテントプール

- ・ **標準化機関**によるパテントプールの早期設立
- ・ パテントプール加入への**事前合意**
- ・ パテントプール外でのパテントプール加入への**インセンティブ向上策**（裁判所／特許庁による裁定実施）
- ・ パテントプールへの**強制加入**？

③互惠主義の積極的な活用

- ・ 標準の実施者同士のライセンス交渉では **（技術的）必須特許だけでなく、（商業的）必須特許や非必須特許も考慮した総合的な判断が必要**
- ・ **プロダクトライセンスの導入**

参考資料

Dell vs. FTC (経緯)

1991年7月：Dell社が米国特許第5, 036, 481号を出願
(後のVL-bus必須特許)

1992年2月: Dell社が, VESAに加盟

1992年2月頃: VESAは, VL-busの標準化を開始

1992年6月：VESAがVL-busの標準規格を採択

1992年8月：Dell社を含む各メンバーは, VL-bus標準規格書を最終承認すると共に, 関連するIPRを所有していないことを文書で保証

- 複数のVESAメンバーに対して, Dell社がVL-busに関する必須特許を所有しており, 権利行使することを通告
- FTCが調査開始 (1996年に同意審決)

出典：和久井理子著, 「技術標準をめぐる法システム —企業間協力と競争, 独禁法と特許法の交錯—」 p.341, 2010年, 株式会社商事法務
鶴原稔也著, 「技術標準をめぐる特許問題の概観—移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として—, pp.99-100, 特技懇, 2014.1.24.no.272, 特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272kiko3.pdf

Dell vs. FTC (FTCの同意審決)

《事実認定》

- Dell社が事前に自社の特許権を開示していれば、VESAは**同社の特許権の内容を回避した標準規格を採用**したことは明白
- VL-bus規格に係る特許問題の解決を引き延ばし、標準規格をコンピュータメーカ等が採用することを**躊躇**させた
- VL-bus規格に導入費及び競合する規格の開発費を引き上げ、**技術標準策定作業に参加する意欲を阻害**

《結論》

Dell社の行為は消費者に不当な負担を課し競争者の費用を引き上げるものであり**不公正な競争方法に該当**

(FTC法第5条：不公正な競争方法、不公正・欺瞞的な行為または慣行等の禁止の違反)

出典：和久井理子著、「技術標準をめぐる法システム ―企業間協力と競争、独禁法と特許法の交錯―」p.337, 2010年, 株式会社商事法務
鶴原稔也著, 「技術標準をめぐる特許問題の概観―移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として―」
p.100, 特技懇, 2014.1.24.no.272, 特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272kiko3.pdf

Potter vs. Storage (経緯)

- Potter Instrument corp. (Potter) が、ANSIにより標準規格として採用されたGCR (Group Coded Recording) にかかわる2つの特許権 (894特許, 685特許) について、Storage Technology Corp. (Storage)を特許侵害で裁判所に提訴した事件
- 当該技術は、Potterが1965年に出願
- 1971年にIBM社とライセンス契約を締結
- IBM社がANSIにこのうちの685特許の技術を標準規格として提案し、1976年に標準規格として策定
- Potterは、1973年に行われたANSIの小委員会に積極的に参画していたにもかかわらず、**関連特許を保有していることを小委員会に報告しなかった**

出典：和久井理子著、「技術標準をめぐる法システム ―企業間協力と競争、独禁法と特許法の交錯―」p.337, 2010年, 株式会社商事法務
鶴原稔也著, 「技術標準をめぐる特許問題の概観―移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として―」
p.100, 特技懇, 2014.1.24.no.272, 特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272kiko3.pdf

Potter vs. Storage (裁判所の判断)

ラチェスを理由とし、特許権侵害を認めず（1980年）

【理由】

Potterは、GCR標準化に係わるANSIの小委員会に積極的に参加していたが、意図的に685特許についての自社の権限を宣言しなかった。

そして、その後に権利主張した。

これは、ANSIの特許ポリシーに反すること。

出典：和久井理子著、「技術標準をめぐる法システム ―企業間協力と競争、独禁法と特許法の交錯―」p.337, 2010年, 株式会社商事法務
鶴原稔也著, 「技術標準をめぐる特許問題の概観―移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として―」
p.100, 特技懇, 2014.1.24.no.272, 特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272kiko3.pdf

Stambler vs. Diebold (経緯)

- **Stambler社**は、1968年に特許出願（銀行のATM向けのカードに関する技術）し、1974年に特許権登録
- **Stambler社**は、特許取得後10年間ANSIのメンバーであり、自分の所有している特許権が採択予定標準規格の必須特許であることを認識
- 1984年にStambler社は自らが保有する**特許権とその侵害性**を委員会に知らせずに同委員会を退会
- **1985年に特許権侵害でDiebold社を裁判所に提訴**

出典：和久井理子著、「技術標準をめぐる法システム 一企業間協力と競争、独禁法と特許法の交錯一」p.337, 2010年, 株式会社商事法務
鶴原稔也著, 「技術標準をめぐる特許問題の概観—移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として—」,
p.100, 特技懇, 2014.1.24.no.272, 特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272kiko3.pdf

Stambler vs. Diebold (裁判所の判断)

特許権の権利行使不可 (Stambler社の負け)

【理由】

- Stambler社は、特許権を所有していたので**本来ならば開示する義務があるにもかかわらず、それを怠り沈黙していた**ので、特許権の主張を行うことはできない。
- その根拠は、製造者（Diebold社）はオープンで 利用可能な標準であると信じていたからである
- 仮に特許権の権利者が、**沈黙した場合、その沈黙は合理的に自己の特許権の主張を放棄したと解釈される**

出典：和久井理子著、「技術標準をめぐる法システム 一企業間協力と競争、独禁法と特許法の交錯一」p.337, 2010年, 株式会社商事法務
鶴原稔也著, 「技術標準をめぐる特許問題の概観—移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として—,
p.100, 特技懇, 2014.1.24.no.272, 特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272kiko3.pdf

Wang vs. Mitsubishi (経緯)

- 1983年にWang社がSIMMに関する2件の特許を申請
- 申請前にJEDEC会議において、SIMMがメモリモジュール産業の標準になるようにWang社が活動
- その際に、Wang社は自らSIMMを製造する意図はないと表明し、SIMM技術に関する特許権も行使しないと宣言
- 1986年に JEDEC にてSIMM技術を標準規格として採用
- Wang社とMitsubishi America社は、SIMM技術の製品化について共同検討を実施
- その間Wang社は、JEDECやMitsubishi社に対し、出願中の特許の存在や、その特許のライセンス行使に関する言及なし
- Wangは、1989年に警告書をMitsubishi社に対して送付し、1992年に同社を特許権侵害で裁判所に提訴

出典：和久井理子著、「技術標準をめぐる法システム 一企業間協力と競争、独禁法と特許法の交錯一」p.339, 2010年, 株式会社商事法務
鶴原稔也著, 「技術標準をめぐる特許問題の概観—移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として—,
p.100, 特技懇, 2014.1.24.no.272, 特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272kiko3.pdf

Wang vs. Mitsubishi (裁判所の判断)

エストッペル（衡平禁反言）の原則により 特許権侵害を否定

【理由】

当時、JEDECでは特許の開示をメンバーに対して義務付けていなかった。しかしながら、Wang社は、標準決定時にライセンスについて明示せず、かつ、Wang社とMitsubishi社はSIMM技術の製品化について打ち合わせを行っていた。

このため、Mitsubishi社が特許利用に関しWang社の**黙示の許諾**があったと判断するだけの合理的理由が存在したと連邦地裁は判断
連邦巡回控訴裁判所(CAFC)は、エストッペル（衡平禁反言）の原則に照らして、連邦地裁の判断を支持

出典：和久井理子著、「技術標準をめぐる法システム 一企業間協力と競争、独禁法と特許法の交錯一」p.339、2010年、株式会社商事法務
鶴原稔也著、「技術標準をめぐる特許問題の概観—移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として—」
p.100、特技懇、2014.1.24.no.272、特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272kiko3.pdf

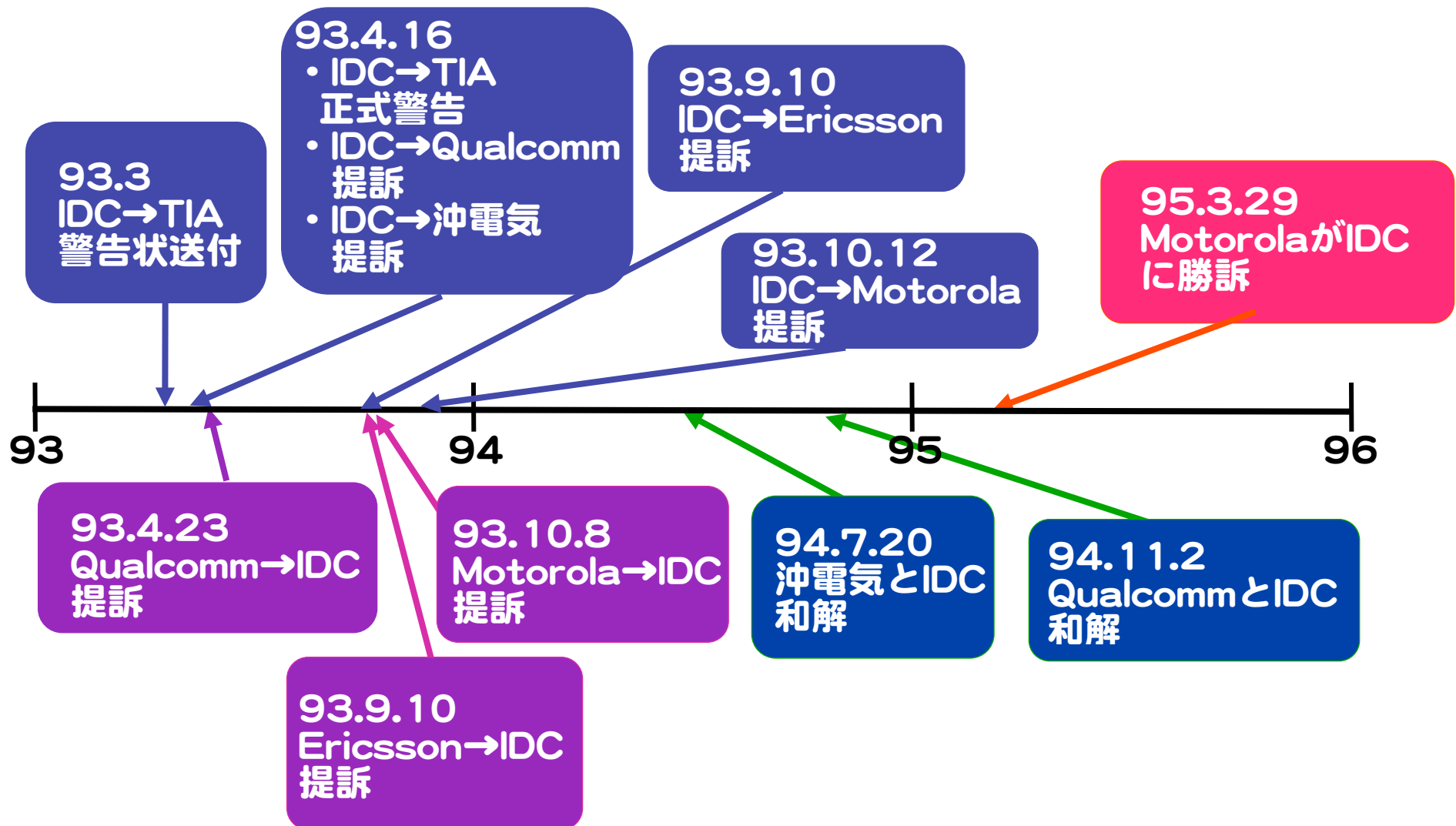
欧州委員会 ⇒ Sun

- ◆ 欧州における第2世代移動通信システムであるGSM標準規格に関する特許をSun Microsystemsが所有
- ◆ 同特許は必須特許としてETSIのデータベースに記載
- ◆ Sun Microsystemsがある中小企業に対してライセンス交渉を開始
- ◆ 同中小企業は、Sunが提示したロイヤルティ額が高額であること、Sunの特許は必須特許でないこと、を主張してETSIと欧州委員会に苦情申し立て
- 欧州委員会は、独自の判断としてSunの特許は必須特許でないと判断し、ETSIへデータベースからの削除を要請
- ETSIは、欧州委員会の要請に応じてSunの特許をデータベースから削除
- 上記削除に際して、①ETSIは特許権の必須性について自ら判断を行うものではないこと ②データベースからの削除がSunの関連する特許を行使する権利に対して不利な影響を与えるものではないこと、を欧州委員会が確認（1992年）

出典：和久井理子著、「技術標準をめぐる法システム 一企業間協力と競争、独禁法と特許法の交錯一」pp.326-327, 2010年, 株式会社商事法務
福永成徳著, 「単独・直接の取引拒絶規制法理の研究」, 筑波大学審査学位論文(博士), pp.226-232, 筑波大学大学院, 2014年 https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=32364

IDC ⇒ TIA

IDC v. Motorola他



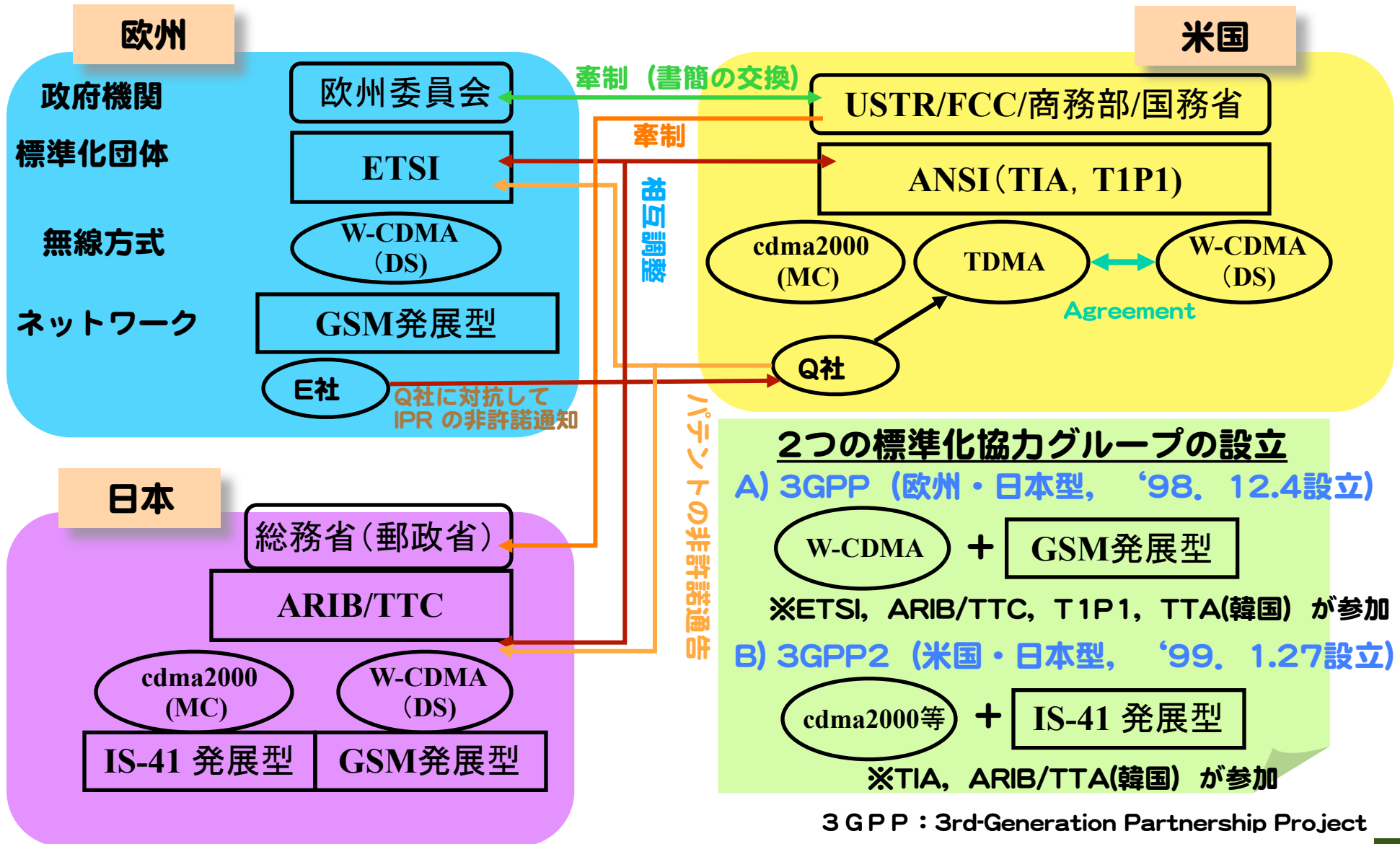
鶴原稔也著, 「技術標準をめぐる特許問題の概観—移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として—」, pp.90-91, 特技懇, 2014.1.24.no.272, 特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272kiko3.pdf

IDC v. Motorola他

会社名	契約日等	内容	和解金等
AT&T	94.4.27	・ランニングロイヤリティ先払い ・対象特許はTDMA 1件と、CDMA 1件の合計2件	240万ドル (2.8億円)
沖電気	94.7.20	・ランニングロイヤリティ先払い ・対象はTIA IS-95のみ	65万ドル (0.65億円)
Qualcomm	94.11.2	・全額一時金にて支払い ・サブライセンス付許諾 ・対象はTIA IS-95のみ	550万ドル (5.5億円)
松下	95.1.5	・ランニングロイヤリティ先払い ・対象はTIA IS-95, GSM及びESMR	2000万ドル (20億円)
三洋	95.2.5	・ランニングロイヤリティ先払い (15ドル/台) ・対象は, TDMA関連 (PHS含む)	275万ドル (2.75億円)
日立	95.3.30	・ランニングロイヤリティ先払い ・対象は, TDMA関連	350万ドル (3.15億円)

鶴原稔也著, 「技術標準をめぐる特許問題の概観—移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として—, pp.90-91, 特技懇, 2014.1.24.no.272, 特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/272/272kiko3.pdf

Qualcomm ⇒ ITU/ETSI/ARIB Ericsson ⇒ ITU/ETSI/ARIB



Qualcomm v. Ericsson

裁判地	提訴日	原告	被告	訴状内容
Marchall (東テキサス)	96. 9.23	Ericsson	Qualcomm	・ Ericsson特許権の 侵害
Dallas (北テキサス)	96. 12.17	Ericsson	QPE	・ Ericsson特許権の 侵害
San Diego (南加州ロサンゼルス)	96. 12.5	Qualcomm	Ericsson	・ Ericsson特許の無効 ・ 非侵害 ・ 不公正競争 ・ 守秘義務違反
San Diego (南加州ロサンゼルス)	97. 3.21	Qualcomm	Ericsson	・ Qualcomm特許権の 侵害

QPE : Qualcomm Personal Electronics (QualcommとSONYの合併会社)

Qualcomm v. Ericsson

1999年3月25日に和解

- ITU等へのIPRブロッキングを取り下げる
- 相互の特許をクロスライセンス許諾
- Qualcommの地上系CDMAワイヤレスインフラストラ
クチャ事業をEricssonに売却

BT ⇒ ITU

- ◆ITUにおいて光増幅器関連インターフェース規格であるG.691の標準化を進め、作業部会において標準規格書案が策定された
- ◆ITU事務局が会員に対して、同規格書案に係わる必須特許の声明書提出を依頼
- ◆1995年にBT (British Telecommunications, plc) は、ITUに対して『G.691に関連する特許を保有していること、特許のライセンスに関し声明書の2.1項～2.3項のいずれも選択せずいかなる約束 (FRAND条件等) もしないこと』を報告
- ◆BTの声明書のためにG.691は承認されなかった
- ◆1999年にBTは立場を変え、明確に2号選択を表明
- ◆その後ITUは、G.691標準規格書を策定

Pirelli ⇒ ITU

- ◆ITUにおいて光増幅器関連インターフェ規格であるG.691, G.692の標準化を進め、作業部会において標準規格書案が策定された
- ◆1997年にPirelliは、ITUの会合において『G.691, G.692に関連する特許を保有していること、特許のライセンスに関し、声明書の2.1項～2.3項のいずれの立場も取らない、1998年10月の会合までに立場を明らかにする』ことを報告
- ◆Pirelliの声明書のためにG.691, G.692は承認されなかった
- ◆1998年にPirelliは、必須特許4件のうち3件を取り下げ、1件については特許に抵触しないようG.692標準規格書案の修正（数値を変更）を提案
- ◆2000年にITUは、Pirelliの提案を受け入れ、G.691, G.692の標準規格書を策定

Rambus v. Infinion

- ◆2000年にRambusがInfinionを特許侵害で米国連邦地裁に提訴
- ◆連邦地裁でRambus敗訴の判決
- ◆連邦巡回控訴裁判所(CAFC)にて差し戻しの判決
- 連邦地裁の差し戻し審で、Rambus敗訴の判決
- 連邦地裁の決定は、Rambusが継続中の訴訟に関わる重要な文書を破棄したとのInfinionの主張を地裁判事Robert Payneが認めたもの
- 今回の決定で、Infineon側の反訴に含まれていた独占禁止法違反の主張も、争訴性を失ったとして、棄却
- 両社は和解が成立し、ライセンス契約を結んでInfineonによるRambus特許の利用を認め、両社の間で争っていた訴訟はすべて取り下げる
- Rambusは、Infineonに特許ライセンス供与し、Infineonは四半期ごとにライセンス料として585万ドルを支払う（2005年）

Rambus v. Hynix

- ◆標準化機関であるJEDECは、メモリーの1種であるDRAMに関する標準規格を策定
- ◆Rambusは、上記標準規格に係わる必須特許を所有し、標準規格利用者にライセンスを行っていた
- ◆Rambusは、上記標準規格とは異なるDRAM規格の普及を行っていた
- ◆2000年にHynixがRambusを特許非侵害確認訴訟を米国連邦地裁に提起し、その後Rambusが反訴
- 2009年に連邦地裁は、eBay最高裁判決で示された4要素について判断し、最終的に差止請求を棄却
- HynixがRambusに支払う損害賠償額は1億3360億ドル
- 最終的に2013年に両者は和解し、HynixはRambusに2億4000万ドル支払うことで合意

出典：和久井理子著、「技術標準をめぐる法システム－企業間協力と競争、独禁法と特許法の交錯－」pp.197-199、2010年、株式会社商事法務
ITProニュース <http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/USNEWS/20060731/244652/?rt=ocnt>
The Wall Street Journal <http://jp.wsj.com/articles/SB10001424127887324449604578540231794431430>

FTC v. Rambus

◆2002年に FTCがRambusを反トラスト法違反で提訴

(SDRAM規格策定時に、Rambusが他のJEDEC参加メンバーに、**申請中の特許などに関する必要な情報を公開することなく、規格に盛り込んだという点**

◆FTCでは、Rambusがこれらを理由に訴訟を起こし、メモリメーカーから多くのロイヤルティを招集したことを問題視。1億ドル以上のロイヤルティをメモリ業界から余分に徴収

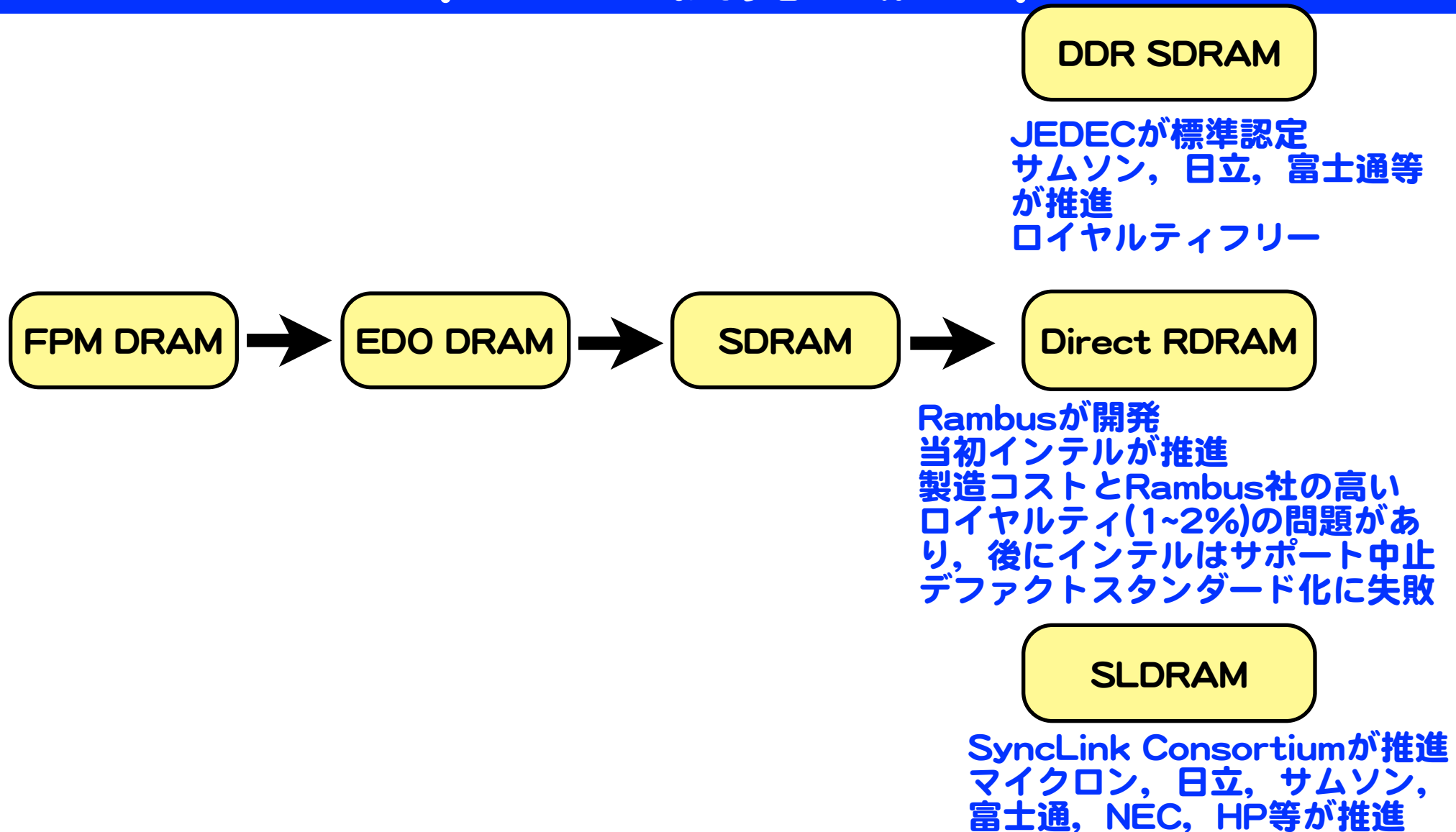
◆2004.2 FTCの訴えを行政法判事が却下

◆2006.8 FTCが委員会を構成する5人の委員全員一致により、Rambusの反ト

◆ラスト法違反を認定 (行政法判事の判断を翻す)

(Rambus社は、**JEDECにおける標準策定に大きな影響を及ぼすはずだった情報を公表しなかった**。JEDECは、そのメンバーがどのテクノロジーを採用するかについて幅広い知識を得た上で判断を下すことができるように、情報の提供を明確に求めていた。また、メンバーは、特許上の問題となる可能性のあることについて早期に情報を得ることが、特許権を利用して不当に利益を確保する企業の出現を防ぐために重要だと考えていた。)

FTC v. Rambus (DRAM開発の流れ)



FTC v. Rambus (Rambus社の特許出願とJEDEC加盟状況)

- 1990.4 最初の特許出願 (US 510898)
- 1991.4 PCT出願 (1991.10.31公開)
- 1991.1 東芝の招きでRambus社がJEDEC会合に初めて参加
- 1992.5 Rambus社が正式にJEDECに加入
- 1995.12 Rambus社がJEDEC会合に最後の参加
- 1996.6 Rambus社がJEDEC脱退
- 1999 Rambus社が、DDR SDRAMとSDRAMに関して特許権を所有していることを宣言し、各社にライセンス料を請求

JEDEC : Joint Electronic Device Engineering Council

FTC v. Rambus

- 2002.6 FTCがRambusに、ライセンス供与の際に相手側に求める**ロイヤルティに上限**を設定すると共に、業界の標準化団体へ同社の技術情報を公開するよう要求
(DDR SDRAM (特許4件) は、FTC発令以降3年間は0.5%, 以降はゼロ。SDRAM (特許2件) は同じ期間で0.25%)
- 2008.4 コロンビア地区巡回上訴裁判所が、FTCの主張を退ける判決。
- 2009.2 最高裁が、FTCの上告を却下 (Rambus勝訴)
- 2009.5 FTCがRambusへの独禁法違反訴訟を**取り下げる**

欧州委員会 v. Rambus

- ◆2007年に欧州委員会がRambusを独禁法違反で調査開始
- ◆対象は、JEDECで標準化されたDRAM規格
- 2009年に欧州委員会はRambusの行為は標準化過程で他者を欺く行為を行い、標準に自己の特許技術を採用させた上で、高額
のライセンス料を課すことで82条（現102条）に違反したと認定
- Rambusに3.5%であったロイヤルティ料率を1.5%とすることを確約させた
- Rambusは違反したということを認めないまま、確約の履行のみを欧州委員会が義務づける決定によって決着

FTC v. Unocal

- ◆米国のカリフォルニア州大気資源局は、自動車からの排出量を減らすために必要な対策を行う権限が与えられた
- ◆同資源局自身は独自に調査は行わず、事業者らが提供する研究成果や情報に依存して基準を策定した
- ◆Unocalは、同資源局策定の基準に係わる特許を出願
- ◆Unocalは、自社のライセンス収入ができるだけ多く獲得できよう
な情報提供や働きかけを同資源局に対して実施
- ◆1994年にUnocalの特許が登録（393特許）
- ◆Unocalは、同特許について同資源局や業界団体へ開示せず
- ◆1995年に石油精製業者6社が393特許の無効訴訟を提起したが、
敗訴し、総計9100万ドルをUnocalに支払う
- FTCは、Unocalの行為はFTC法5条に違反すると認定
- 2005年に同意審決にて和解

出典：和久井理子著、「技術標準をめぐる法システム ―企業間協力と競争、独禁法と特許法の交錯―」pp.341-347、2010年、株式会社商事法務
藤野仁三著、「ホールドアップ問題に関する米国判例の展開」、pp.14-5、知財管理2009年3月号 www.jinzofujino.net/article/pdf/jipa200903.pdf

Magill（欧州委員会）v. BBC他

- ◆BBC, RTE及びITP（以下, BBC等）は, アイルランド及び北アイルランドにおけるテレビ局であり, 3大テレビ出版業者である。
- ◆BBC等は, 自社の週間TVガイドをバラバラに出版していた。
- ◆Magillは, 全社のテレビ放映を全てを収録した週間TVガイドの出版を企画し, 各社に著作権のライセンスを申請したが, 全社から拒絶された。
- ◆Magillはライセンスを得ずにTVガイドの出版を強行した。
- ◆RTE及びITPは, Magillに対して差止訴訟を提起し, アイルランドの裁判所はこれを認容した。
- ◆Magillは欧州委員会に苦情申し立てを行った。

出典：和久井理子著, 「技術標準をめぐる法システム ―企業間協力と競争, 独禁法と特許法の交錯―」 pp.229-231, 2010年, 株式会社商事法務
福永成徳著, 「単独・直接の取引拒絶規制法理の研究」, 筑波大学審査学位論文（博士）, pp.226-232, 筑波大学大学院, 2014年 https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=32364

Magill (欧州委員会) v. BBC他

- ◆欧州委員会は、3社が支配的地位を濫用しているとして、
ライセンスの提供を命ずる排除措置命令を発令 (1991年)
- ◆欧州委員会の認定理由は、次の通り
 - ①テレビ番組情報がTVガイドを出版するために必須の情報であること。
 - ②3社はTVガイドに関する情報を独占していること
 - ③出版業者は、3社の情報を取得することなく有効に競争に参加することができないこと
- ◆3社は一般裁判所および欧州司法裁判所に上訴したが、いずれも欧州委員会の判断を支持 (1995年)

受動的なライセンス拒絶を続けていた著作権者に
「強制ライセンス (合理的ライセンス料金額によるライセンス)」
を命令

出典：和久井理子著、「技術標準をめぐる法システム 一企業間協力と競争、独禁法と特許法の交錯一」pp.229-231, 2010年, 株式会社商事法務
福永成徳著, 「単独・直接の取引拒絶規制法理の研究」, 筑波大学審査学位論文 (博士), pp.226-232, 筑波大学大学院, 2014年 https://tsukuba.repo.nii.ac.jp/?action=repository_uri&item_id=32364

MercExchange v. eBay

- ◆2001年にMercExchangeがeBayとその完全子会社half.comを特許侵害で提訴
- ◆連邦地裁は、特許有効で侵害あり、としたが、差止請求は認めなかった
- ◆連邦巡回控訴裁判所(CAFC)は、地裁判決を破棄して差止請求を認容
- ◆2006年に連邦最高裁は、CAFC判決を破棄し、地裁に差戻
- 連邦最高裁は、差し止めが認められるためには、次の4要素テストを満足しなければならない、と判示
 - ①原告が回復不可能は損害を被ってきたこと
 - ②金銭賠償のような法的に利用可能な救済が当該被害を償うためには不十分であること
 - ③原告と被告の不利益を比較衡量してエクイティによる救済が正当であること
 - ④差止により公益が害されることがないこと
- 2007年に地裁は、MercExchangeがライセンスを供与しようと企画していたことを考えれば、金銭的損害賠償のみで十分であるとし、差止請求は認めなかった
- 2008年にMercExchangeがeBayに特許を譲渡する和解が成立し、訴訟は取り下げられた

出典：和久井理子著、「技術標準をめぐる法システム 一企業間協力と競争、独禁法と特許法の交錯一」pp.191-195, 2010年, 株式会社商事法務
Miku H. Mehta著, AIPPI事務局訳, 「eBay v. MercExchange後の特許訴訟における差止め救済」, pp.492-502, AIPPI (2008) Vol.53 No.8

欧州委員会 ⇒ Qualcomm

- ◆欧州委員会は、携帯電話分野の独占的地位を乱用して**欧州競争法第82条（現102条）に違反した疑い**で、QUALCOMMに対する**正式な調査を開始（2007年10月）**
- ◆Nokia（フィンランド）、Ericsson（スウェーデン）、NEC（日）、パナソニックモバイルコミュニケーションズ（日）、Texas Instruments（米）、Broadcom（米）の6社の申し立てに基づいて実施。
- ◆6社は「**FRANDに基づかない契約条件**の悪影響で、携帯電話機の価格が上昇し、3G標準の開発が遅れたと主張」
- ◆欧州委員会は、**Qualcommへの訴えが取り下げられたこと**を受け、同社に対する独占禁止法違反の調査を打ち切り（2009年11月）

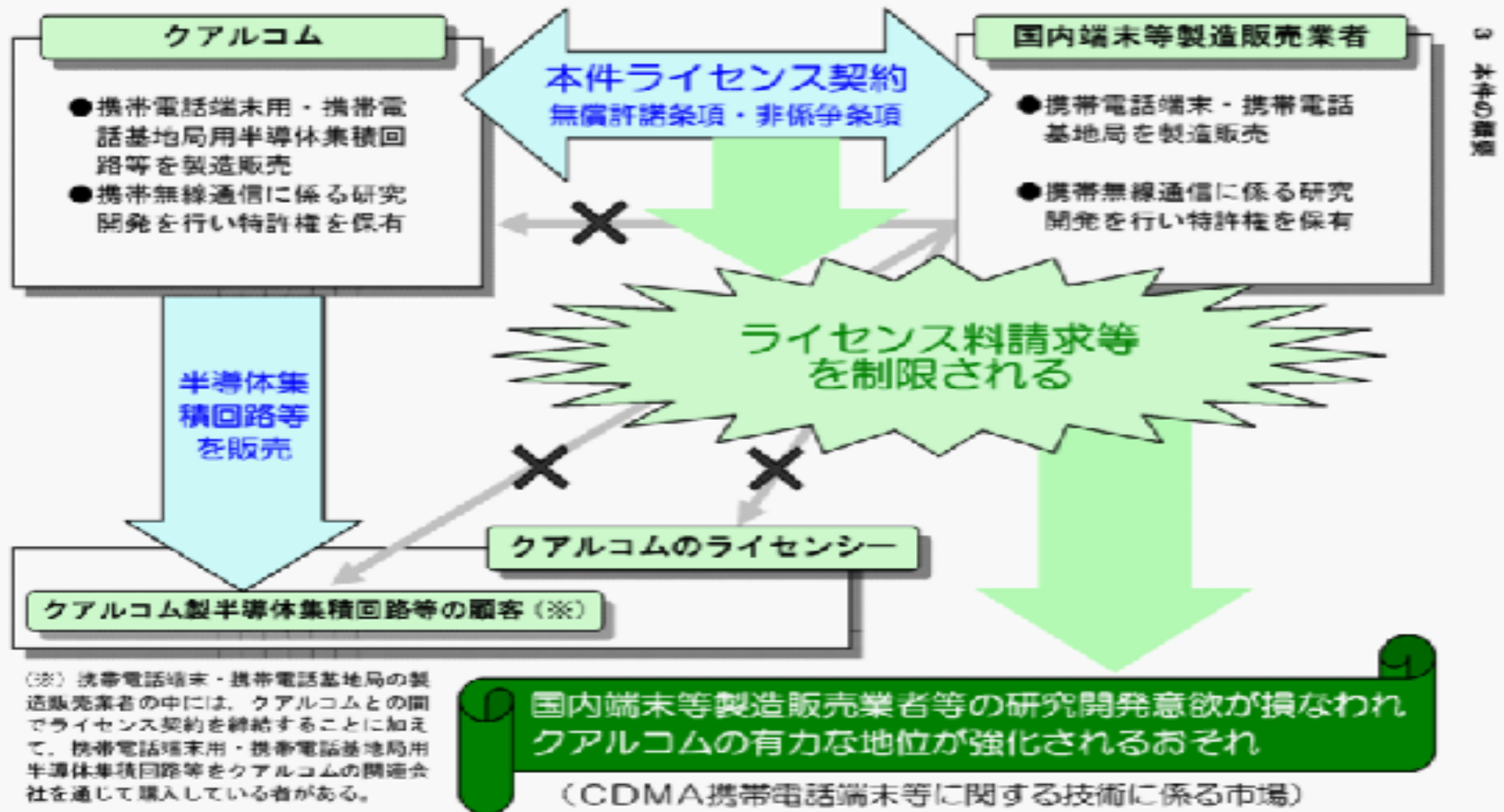
出典：鶴原稔也著、「技術標準をめぐる特許問題の概観—移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として—」
p.73, 特技懇, 2014.5.13. no.273, 特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/273/273kiko1.pdf

韓国公取 ⇒ Qualcomm (2009年／2016年)

- ◆2009年7月に韓国公正取引委員会 (KFTC) は、QUALCOMMが顧客に割引やリベートを提供したことが独禁法に違反すると判断し、約2億ドルの制裁金を科すと決定
- ◆QUALCOMMは最高裁判法院へ上告
- ◆2016年12月に韓国公取委は、Qualcommが独占禁止法に違反したとして過去最大となる1兆300億ウォン（約1000億円）の制裁金支払いを命じた
- ◆QUALCOMMは重要な特許を携帯電話メーカーだけにライセンス供与し、こうしたライセンスの条件について適切な交渉をしなかったこと、Qualcommは携帯電話で使われる同社製の半導体を韓国で販売する際、顧客に特許ライセンス契約への署名を強いていたこと、更に別の携帯電話メーカーが持つ特許の利用についてQualcommが公正な支払いを行っていなかったと認定
- ◆Qualcommは、ソウル高等裁判所に不服申し立て（2017年2月22日）

出典：鶴原稔也著、「技術標準をめぐる特許問題の概観—移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として—」
pp.69-70, 特技懇, 2014.5.13. no.273, 特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/273/273kiko1.pdf
IT Media News (2009年07月27日) <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0907/27/news001.html>
Bloombergニュース <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2016-12-28/OIVKXE6S972X01>
公正取引委員会 (2017/7/28) アジア経済ニュース <https://www.nna.jp/news/show/1574910>

日本公取 ⇒ Qualcomm



出典：公正取引委員会、「クアルコム・インコーポレイテッドに対する排除措置命令について」、平成21年9月30日
<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/09.september/09093001.pdf>

日本公取 ⇒ Qualcomm

- (1) クアルコムは、国内端末等製造販売業者との間で締結した本件ライセンス契約における、前記2(1)から(3)までの全部又は一部を内容とする**規定を破棄**しなければならない。
- (2) クアルコムは、次の事項を、**業務執行の決定機関において決議**しなければならない。
- ア 本件ライセンス契約における前記2(1)から(3)までの全部又は一部を内容とする規定を破棄する旨
 - イ 今後、特定携帯無線通信に係る知的財産権について、前記2と同様の行為を行わず、また、子会社をして行わせない旨

出典：公正取引委員会、「クアルコム・インコーポレイテッドに対する排除措置命令について」、平成21年9月30日
<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/09.september/09093001.pdf>

中国公取 ⇒ Qualcomm

- ◆2015年に中国の国家発展改革委員会（公取）は、支配的地位の濫用行為を行っていたとして、Qualcommに対し60億8800万元（2013年度における中国市場の売上高の8%に相当）の制裁金を賦課
- ◆Qualcommは、LTE等の無線通信標準必須特許ライセンス市場及びベースバンドチップ市場において支配的地位を有し、次のとおりの行為を行っていたと認定
 - ①不公平・高価格な特許ライセンス費用の徴収
 - ②正当な理由なき非無線通信標準必須特許ライセンスの抱き合せ販売
 - ③ベースバンドチップ販売における不合理な条件の付加
- ◆これらの改善措置案は、Qualcommによる無線通信標準必須特許ライセンスにおいて、次の内容を含んでいる。
 - ・中国国内で使用するために販売する携帯電話端末に対し、端末本体の卸売価格の65%に基づき特許ライセンス費用を徴収する。
 - ・ライセンシーに対し特許ライセンスを行う場合、特許リストを提供し、期限切れの特許に対する費用を徴収しない。
 - ・ライセンシーの所有する特許について、Qualcommに対し無償でのライセンスを要求しない。
 - ・無線通信標準必須特許ライセンスを行う場合、正当な理由なく、非無線通信標準必須特許ライセンスを抱き合せて販売しない。
 - ・ベースバンドチップを販売する場合、ライセンシーに対し、不合理な条件を含むライセンス契約を締結してはならず、特許ライセンスに訴訟を提起しない合意をベースバンドチップの販売する条件としてではない。

出典：公正取引委員会 <http://www.jftc.go.jp/kokusai/kaigaiugoki/sonota/2015sonota/201503sonota.html>

FTC ⇒ Qualcomm

- ◆2017年1月18日に米国FTCが、Qualcommを独禁法違反の疑いで提訴
- ◆Qualcommがベースバンドプロセッサにおける支配的地位を悪用し、端末メーカーに不公正なライセンス供与を強制していること、Appleに対して同社のベースバンドプロセッサだけを採用することを条件に2011年から2016年まで報奨金を支払っていた点を問題視
- ◆Qualcommは携帯通信に必須なライセンスを保有しており、これらはFRAND条件で提供すべきであるにもかかわらず、Qualcommはこれらのライセンスを供与する代わりにベースバンドプロセッサのロイヤリティを高額にしているとFTCは主張
- ◆同社はこれらのFRAND特許を、競合するベースバンドプロセッサメーカーに供与することを拒否しているとFTCは主張

出典：ITmediaニュース <http://www.itmedia.co.jp/news/articles/1701/18/news064.html>

欧州委員会 ⇒ Qualcomm (ダンピングの疑い)

◆2015年に欧州委員会は、Qualcommが競争業者であるアイセラ社を市場から撤退させる目的で、Qualcommの3G(UMTS)及び4G(LTE)規格によるベースバンドチップセットのみを使用している大口顧客に対して不当にリベートを支払っていた疑い及びチップセットを不当に原価割れで販売していた疑いについて、Qualcommに対し、チップセットの世界市場において支配的地位を濫用していたおそれがあるとする予備的見解を示した2つの異議告知書を送付

①忠誠リベートの支払に関する異議告知書

Qualcommは2011年以降、大手スマートフォン・タブレット製造業者に対し、当該事業者のスマートフォン及びタブレットにQualcomm製のチップセットのみを使用するという条件を付けて、相当額を支払っていたとしている

②略奪的価格設定に関する異議告知書

Qualcommが、2009年から2011年にかけて、市場における競争を阻害する目的でチップセットを原価割れで販売することによって「略奪的価格設定」を行っていた

◆チップセットは、モバイル端末の通信機能を担っており、音声及びデータ通信の双方で用いられており、Qualcommはチップセットの世界最大の供給業者

出典：公正取引委員会 <http://www.jftc.go.jp/kokusai/kaigaiugoki/eu/2016eu/201602eu.html>

欧州委員会 ⇒ Qualcomm (NXP Semiconductors買収)

- ◆2017年6月9日に欧州委員会は、Qualcommによるオランダ企業NXP Semiconductors買収について、EU企業結合規則（EUMR）に基づく本格的な調査を開始
- ◆欧州委員会は、同買収が半導体産業における価格の上昇、選択肢の減少、革新の妨害につながる可能性があるかと懸念し、調査実施を決定
- ◆同買収が欧州競争法に違反していないか調べ、2017年10月17日までに承認の是非を判断
- ◆Qualcommは、NXP買収によって自動車やIoT産業といった急成長が期待される分野での地歩を拡大するために、NXPを約470億ドルで買収することを2016年10月に正式発表
- ◆NXPは、オランダRoyal Philips傘下のPhilips Semiconductorsとして運営されていたが、2006年にプライベートエクイティの連合体に売却され、名称を変更。自動車用半導体サプライヤーの最大手とされ、NFCチップの主要サプライヤーでもある。
- ◆米連邦取引委員会（FTC）は、QualcommのNXP買収を2017年4月に承認

出典：ITmediaニュース <http://itpro.nikkeibp.co.jp/atcl/news/17/061201629/?rt=nocnt>

Broadcom v. Qualcomm

- ◆2005年にBroadcomがQualcommを特許侵害で米国連邦地裁に提訴
- ◆2007年に米国連邦地裁は、2009年1月31日までにQualcommがBroadcomにロイヤルティを支払うことを条件として実施を可能とする「サンセット条項」をつけながら、原告の差止・損害賠償請求を認容
- 2009年にBroadcomとQualcommは、世界規模で係争中の特許訴訟で和解
- QualcommがBroadcomへ8億9100万ドルを支払う

出典：和久井理子著、「技術標準をめぐる法システム 一企業間協力と競争，独禁法と特許法の交錯一」pp.195-197，2010年，株式会社商事法務
クアルコム，8億9100万ドルの支払いで和解--Broadcomとの特許訴訟 <https://japan.zdnet.com/article/20392387/>

Qualcomm v. Nokia

Nokia

Qualcomm

ノキアは、同社のモバイル機器や、ノキアと独シーメンス (NYSE: SI) との合併会社であるノキア・シーメンス・ネットワークスのインフラ機器に、クアルコムのすべての特許権を使用するライセンスを得た。

クアルコムは、ノキアの技術をクアルコム製チップセットに取り入れることができたことになった。



欧州委員会 ⇒ Samsung

- ◆ Samsungの標準必須特許は、ETSIの第三世代移動体通信システム (3G/UMTS) 標準に関するもの
- ◆ Samsungは、ETSIにFRAND条項に基づきライセンスする旨誓約
- ◆ 2011年になってSamsungがEU加盟国の裁判所において、3G/UMTS標準の必須特許をAppleが侵害している旨主張して、侵害差し止め請求を開始
- ◆ 欧州委員会は、2012年1月31日にSamsungの当該行為がEU運営条約 (TFEU) 第102条により禁止されている支配的地位の濫用に該当するか否かについて正式な調査を開始

出典：鶴原稔也著、「技術標準をめぐる特許問題の概観—移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として—」, pp.70-71, 特技懇, 2014.5.13. no.273, 特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/273/273kiko1.pdf

欧州委員会 ⇒ Samsung

2012年12月21日 欧州委員会がSamsungに、EU反トラスト規則が禁じている**支配的な地位の濫用**に該当するとの**予備的見解を通知**

- 標準必須特許が関わっており、侵害者が将来のライセンシーとして、FRAND条項によるライセンスを受けるべく交渉する意思がある場合には、**侵害差し止め請求は濫用**と解される
- 当該異議告知書の送付は、本件の調査の結論を予断するものではない
- 本件は、特許保有者による侵害差し止めの使用をなくそうとしているのではない
- 必須特許に係る侵害差し止め請求が本件のような例外的事例において、支配的地位の濫用を構成し得るとの予備的見解を示したに過ぎない
- **ライセンスを受ける意思がない者の場合、本異議告知書の予備的見解は妥当しない**

出典：鶴原稔也著、「技術標準をめぐる特許問題の概観—移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として—」, pp.70-71, 特技懇, 2014.5.13. no.273, 特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/273/273kiko1.pdf

欧州委員会 ⇒ Motorola

2013年5月6日 欧州委員会が、Motorolaに対して「同社がAppleに対して標準必須特許に基づき侵害差し止めをドイツで求めていることについて、EU運営条約（TFEU）第102条の禁ずる**市場の支配的な地位の濫用に当たるとの予備的見解を通知する『異議告知書』を送付**

- 標準必須特許であり、かつ侵害者が将来のライセンシーとして**FRAND条件によるライセンス契約を結ぶ意思がある場合には、侵害差し止め請求は濫用と解され得る**
- 支配的な標準必須特許の保有者は、ライセンス交渉を歪曲する不当なライセンス条件をライセンシーに課すために、**特許侵害品の販売の禁止を一般に伴う侵害差し止めを請求すべきでない、との欧州委員会の見解**

出典：鶴原稔也著、「技術標準をめぐる特許問題の概観—移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として—」
p.71, 特技懇, 2014.5.13. no.273, 特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/273/273kiko1.pdf

欧州委員会 ⇒ Motorola

- ・対象特許は、**第二世代移動通信方式GSM方式の一部**である「GPRS標準」に関するものであり、**MotorolaはETSIにFRAND条件に基づき他社にライセンスする旨の宣言書を提出していた**
- ・当該異議告知書の送付は本件の調査の結論を予断するものではない
- ・標準化機関は、一般に、参加者に対して技術標準の必須特許であると宣言とした特許をFRAND条件に基づいてライセンスすることを誓約するよう要求しており、これによって当該技術標準への効果的なアクセスを確保しつつ、標準必須特許の一保有者によっていわゆる『ホールドアップ』が引き起こされるのを未然に防止しようとしている

出典：鶴原稔也著、「技術標準をめぐる特許問題の概観—移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として—」
p.71, 特技懇, 2014.5.13. no.273, 特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/273/273kiko1.pdf

欧州委員会 ⇒ Motorola

- 実際、標準必須特許へのアクセスはすべての企業が相互運用可能な製品を市場で販売するための前提条件であり、標準必須特許へのアクセスのお陰で、標準必須特許保有者が自身の知的財産への適当な対価を受けることを保証しつつ、消費者は相互運用可能な製品のより幅広い選択肢を得ることができる
- AppleのFRAND条件に基づくライセンス契約を締結する意思是、特に、**ドイツの裁判所のFRAND条件に基づく実施料の決定に拘束されることを受け入れたことに表れており**、当事者間での交渉が成果のある結論に至らない場合に拘束的な第三者のFRAND条件の決定を受け入れることは、ライセンシーになる可能性のある者に**FRAND条件に基づくライセンスを締結する意思があることを明確に示すものである**

出典：鶴原稔也著、「技術標準をめぐる特許問題の概観—移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として—」
p.71, 特技懇, 2014.5.13. no.273, 特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/273/273kiko1.pdf

欧州委員会 ⇒ Samsung 欧州委員会 ⇒ Motorola

- ◆サムスン・モトローラが標準必須特許に基づいてアップル製品の輸入等差止仮処分を欧州域内の裁判所に請求
- 欧州委員会がサムスン・モトローラに対して調査開始
- サムスンは是正措置を当局に提示し**和解**，モトローラには **禁止決定(制裁金なし)** (2014年4月)
- **FRAND宣言をした特許権者**が，誠実なライセンス交渉申入れを受けたにもかかわらず，ライセンス供与を拒絶し差止訴訟を提起することは，**支配的地位濫用に該当**し得る

出典：鶴原稔也著，「技術標準をめぐる特許問題の概観—移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として—」，pp.70-71，特技懇，2014.5.13. no.273，特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/273/273kiko1.pdf

Samsung v. Apple (オランダ)

◆サムスンが標準必須特許に基づいてアップル製品の販売等差止を裁判所に請求

- ・ハーグ地裁(オランダ)が**仮処分申請を棄却**(2011年10月)
- ・FRAND宣言はFRAND条件による**契約の申し入れ**であり、アップルが**受諾すれば契約が成立**する
- ・**2.4%**というライセンス料率の提示は**FRAND条件を提案する**という義務に違反する

Apple v. Samsung (和解)

◆2014年にAppleとSamsungは、米国外での特許訴訟を取下ることで合意

- ・両社は、2011年春から世界各地で特許訴訟を繰り広げてきたが、今回の合意の対象となるのは、日本、韓国、豪、英、独、仏、伊、オランダの各国で争われていたスマートフォンやタブレット関連の技術に関する特許訴訟
- ・今回の合意にはいかなるライセンス契約も含まれていない
- ・両社は引き続き米国の法廷で既存の訴訟を争っていく

◆2015年にAppleとSamsungは、米国カリフォルニア州での特許訴訟でSamsungがAppleへ5億4800万ドルの賠償金を支払いに合意

Motorola v. Apple

- ◆2010年にMotorolaがAppleを18件の特許侵害で米国のイリノイ州北部地区連邦地方裁判所とフロリダ州南部地区連邦地裁に提訴
- ◆Motorolaは、米国際貿易委員会（ITC）にAppleの調査を要請
- ◆Appleが「iPad」「iPhone」「iPod touch」ならびに一部の「Mac」コンピュータ、および「MobileMe」や「App Store」を含む関連サービスに、Motorolaが開発した技術を組み込んだとMotorolaは主張
- ◆Motorola側が特許侵害を指摘している技術は、「W-CDMA（3G）、GPRS、802.11およびアンテナ設計などの無線通信技術に加え、無線電子メール、近接センサ関連技術、ソフトウェアアプリケーション管理、位置情報ベースのサービス、マルチデバイス同期を含む主要なスマートフォン関連技術」に関するもの
- ◆2014年に両者は和解し、全ての特許訴訟を取り下げることで合意

Motorola v. Microsoft

2010年10月21日：Motorola社 ⇒ Microsoft社へ書簡送付

- ・ IEEEが策定した802.11無線LAN規格に関するMotorola社必須特許群について RAND条件で全世界，非排他的なライセンスを供与する
- ・ ライセンス料率は，Motorola社製品販売価格の2.25%
- ・ 対象製品は，Microsoft社のゲーム機「Xbox 360」

2010年10月29日：Motorola社 ⇒ Microsoft社へ書簡送付

- ・ ITUがISOおよびIECと共同で策定したH.264動画圧縮規格に関するMotorola社必須特許群について，FRAND条件で全世界，非排他的なライセンスを供与するというもの
- ・ ライセンス料率は，Motorola社製品販売価格の2.25%
- ・ 対象製品は，Microsoft社のXbox 360およびパソコン／ラップトップ，スマートフォン

出典：鶴原稔也著，「技術標準をめぐる特許問題の概観—移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として—」，pp.64-68，特技懇，2014.5.13. no.273，特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/273/273kiko1.pdf

Motorola v. Microsoft

2010年11月9日：Microsoft社 ⇒ Motorola社を提訴
(米ワシントン州西部地区連邦裁判所)

- ①Motorola社のIEEEおよびITUとの契約不履行の確認
- ②Motorola社必須特許のRANDライセンス料率の裁判所による決定
- ③Motorola社の権利放棄およびRAND条件を提示したか否かの確認
(③については、2011年6月1日の判決で棄却)

2010年11月10日：Motorola社 ⇒ Microsoft社を提訴
(ウィスコンシン州西部地区連邦裁判所)

- ①Xbox 360を対象に特許6件の侵害 (事件番号10-cv-699)
(米国特許番号 6,980,596 / 7,162,094 / 5,319,712 /
5,357,571 / 6,686,931 / 5,311,516)
- ②「Windows 7」によるH.264規格必須特許3件の侵害
(事件番号10-cv-700)
(米国特許番号7,310,374 / 7,310,375 / 7,310,376)

出典：鶴原稔也著、「技術標準をめぐる特許問題の概観—移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として—」
pp.64-68, 特技懇, 2014.5.13. no.273, 特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/273/273kiko1.pdf

Motorola v. Microsoft

(米国ワシントン州西部地区連邦裁判所, 事件番号 10-cv-01823, 2013年4月25日)

◆MotorolaのH.264必須特許群のロイヤルティ料率

- 0.555セント/台 (0.555～16.389セント/台)
- MicrosoftのWindowsおよびXbox両方の製品に適用
- H.264標準を使用するその他すべてのMicrosoft製品については, 0.555セント/台

◆Motorolaの802.11必須特許群のロイヤルティ料率

- 3.471セント/台 (0.8～19.5セント/台)
- MicrosoftXbox製品に適用
- 802.11標準を使用するその他すべての Microsoft製品については, 0.8セント/台

出典：鶴原稔也著, 「技術標準をめぐる特許問題の概観—移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として—, pp.64-68, 特技懇, 2014.5.13. no.273, 特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/273/273kiko1.pdf

Innovatio v. Cisco他

(米国イリノイ州北部地区連邦裁判所, 事件番号 11-cv-09308, 2013年9月27日)

- ◆Innovatioは, IEEE802.11 標準規格に係わる必須特許を所有
- ◆Innovatioは, 典型的なNPE(特許不実施主体, Non-Practicing Entity)
- ◆同社は, WiFi 関連装置を製造しているメーカ5社 (Cisco Systems, Motorola Solutions, SonicWALL, Netgear, Hewlett-Packard) を特許侵害で提訴
- ◆連邦地裁は, Motorola v. Microsoft事件判決を参考にして, 標準必須特許の RAND 料率を算出した

●Innovatioの必須特許19件全体のライセンス料率は,
9.56セント(特許1件当たり 0.5セント)

出典: 鶴原稔也著, 「技術標準をめぐる特許問題の概観—移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として—」, pp.68-69, 特技懇, 2014.5.13. no.273, 特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/273/273kiko1.pdf

FTC v. Nデータ

- ◆ 1997年に必須特許権社であるNational SemiconductorがIEEEに対して標準に採用された技術について一括金1,000ドルでライセンスするとのIPR宣言書を提出
- ◆ 1998年にNational Semiconductorは当該特許をVerticalに譲渡し、譲渡証には上記IPR宣言書に係わる内容が記載されていた
- ◆ 2002年にVerticalはIEEEにFRAND条件でのライセンスを行う旨のIPR宣言書を提出（具体的な条件は記載なし）
- ◆ 同じ頃Verticalは64の企業に対して、製品ベースで計算されるライセンス料を要求する訴状を送付し、数社は1000ドルをはるかに超えるライセンス料を支払った
- ◆ 2003年にVerticalは当該特許をN Data (Negotiated Data Solution) へ譲渡し、譲渡証にはNational SemiconductorのIPR宣言書に係わる内容が記載されていた
- ◆ N Dataは、Verticalの主張を継続した

● FTCは、N Dataの行為はFTC法5条に反するとした(2008年)

出典：和久井理子著、「技術標準をめぐる法システム 一企業間協力と競争、独禁法と特許法の交錯一」pp.348-352, 2010年,
株式会社商事法務

欧州委員会 v. IPCom

- ◆2007年にIPComは、Boschが事業撤退した移動通信システムに関する特許を購入しライセンス活動を行っているNPE(特許不実施主体)
 - ◆IPComがBoschから購入した特許には、ETSIの第3世代移動通信システムに関する必須特許が含まれていた
 - ◆IPCom は、ETSIのメンバーにならず、Boschから取得した必須特許についてFRAND宣言を提出せず
 - ◆IPCom は、取得した必須特許を端末メーカーのNokiaへライセンスを試みたが交渉が決裂し、英国及びドイツで侵害訴訟を提起
 - ◆Nokiaは、IPComがTFEU第102条及びETSI IPR Policyに違反していると欧州委員会へ告発
- 2009年に欧州委員会が『声明書を提出した特許が譲渡された後にも声明書が有効であること』をIPComに宣言させた

出典：和久井理子著、「技術標準をめぐる法システム ―企業間協力と競争、独禁法と特許法の交錯―」p.354, 2010年, 株式会社商事法務
CNET Japanニュース <https://japan.cnet.com/article/20355117/>
平成28年度特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業, 「主要国における標準必須特許の権利行使の在り方に関する調査研究報告書」,
平成29年3月, 一般財団法人 知的財産研究教育財団知的財産研究所
https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou_h28/h28_contents_07.pdf
https://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken_kouhyou_h28/h28_report_07.pdf

Huawei v. IDC

- ◆IDCが携帯電話の標準必須特許のライセンス交渉において高額なライセンス料を要求したとして、Huaweiが独占禁止法違反でIDCを提訴
- 2013年に中国広東省高級人民法院（高裁）は、IDC(InterDigital Inc.)が携帯電話の標準必須特許の権利行使において次の通りに支配的地位を濫用したとして、2000万元（約3億2000万円）の賠償支払いを命じる
 - ①InterDigitalが標準必須特許を持つことで市場を完全に支配している。
 - ②InterDigitalがHuaweiを米国国際貿易委員会(ITC)に提訴したのも高額な使用料を強制するためで乱用行為の一環である

出典：鶴原稔也著、「技術標準をめぐる特許問題の概観—移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として—」, pp.68-69, 特技懇, 2014.5.13. no.273, 特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/273/273kiko1.pdf

オレンジブック・スタンダード事件

- ◆標準必須特許に関して反トラスト法の観点からの抗弁に関する判断としてドイツにおいて確立されたもの
- ◆2009年に「オレンジブック・スタンダード事件」としてドイツの連邦通常裁判所が出した判決
- ◆同判決の 主文は以下のとおり
 - ①特許侵害訴訟において、被告が特許ライセンス契約を求めた際に、原告である特許権者が差別的でなく妨害的でないライセンス契約の締結を拒否した場合、被告は、特許権者による差止請求に対して、「市場における支配的地位の濫用」を理由として抗弁することができる。
 - ②ただし、特許権者による支配的地位の濫用があったと認められるのは、被告がライセンス契約の締結に関し、付随条件なしでの拘束的な申出を行い、同時に、特許権者が当該申出を拒否することが差別待遇及び妨害禁止の原則に違反することに該当する場合のみである。また、被告が既に特許の客体である技術を使用してしまっていた場合には、ライセンスの対象となる当該技術の使用に関して締結されることとなるライセンス契約に関連する義務を被告が遵守する場合に限り、当該抗弁が成立する。
 - ③被告が特許権者の請求するライセンス料が不当に高額だと考える場合、又は特許権者がライセンス料の金額提示を拒否した場合は、特許権者が妥当と判断するライセンス料に基づくライセンス契約の締結を申し出ることによって、付随条件なしでの申出を行うとの要件は満たされる。

Apple v. Samsung (知財高裁 差止請求権)

FRAND条件によるライセンスを受ける意思を有する者に対し、必須宣言特許による差止請求権の行使を許すことは、必須宣言特許の保有者に過度の保護を与えることになり、特許発明に係る技術の幅広い利用を抑制させ、特許法の目的である

『産業の発達』（同法1条）を阻害することになる。」

→差止仮処分申立を却下

知財高裁大合議判決2014年5月16日平成25年（ネ）第10043号

出典：鶴原稔也著、「技術標準をめぐる特許問題の概観—移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として—」
pp.69-70, 特技懇, 2014.5.13. no.273, 特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/273/273kiko1.pdf

Apple v. Samsung (知財高裁 損害賠償請求権)

対象商品の売上高をベースとして

- ①同製品が規格に準拠していることが売上に寄与したと認められる割合
- ②累積ロイヤリティが過大になることを防止するとの観点から
上限累積料率 (5%)
- ③請求の基礎となる必須宣言特許数が全規格必須特許に占める割合に基づいて算定

判決：FRANDライセンス料相当額は995万5854円

「FRAND条件でのライセンス料相当額を超えた損害賠償請求を許容することは、必須宣言特許の保有者に過度の保護を与えることになり、特許発明に係る技術の幅広い利用を抑制させ、特許法の目的である『産業の発達』（同法1条）を阻害することになる」

知財高裁大合議判決2014年5月16日平成25年（ネ）第10043号

出典：鶴原稔也著、「技術標準をめぐる特許問題の概観—移動通信方式標準化に特許紛争・パテントプール・ホールドアップ問題を題材として—」
pp.69-70, 特技懇, 2014.5.13. no.273, 特許庁技術懇話会発行 www.tokugikon.jp/gikonshi/273/273kiko1.pdf

Huawei v. ZTE

◆標準必須特許権者による標準必須特許の侵害差止を求める提訴は、以下の条件を満足する限り、市場の支配的地位の濫用には当たらない。

- ① 訴えの提起前に、標準必須特許権者がまず実施者に対して、侵害されている**標準必須特許を指定し、その侵害の態様を特定**することによって警告を行い、
- ② 実施者が**FRAND 条件によるライセンス契約を締結する意思**がある旨を表明した後に、
- ③ FRAND条件に基づく具体的な書面でのライセンスの申出、特に**実施料の額及びその算定方法を特定**しつつ、実施者に提示し、
- ④ 実施者が当該標準必須特許の使用を継続し、標準必須特許権者の申出に対して、**真摯に当該分野で広く認められた商慣行に従い、誠実に応答**するのを怠っていた場合（この点は客観的要素に基づいて検証されなければならない、とりわけ遅延戦術の意味合いを含まないものでなければならない）。

（2015年7月16日）

Huawei v. ZTEに関するデュッセルドルフ地方裁判所の付託質問に対するCJEUの予備的判決

Golden Bridge v. Motorola他

- ◆2005年に第3世代移動通信システム (IMT-2000) の技術標準を策定する作業 (3GPP) に従事した者ら (Motorola, Nokia, T-Mobile, Ericsson, Panasonic, NTT Docomo, Qualcomm, Lucent, Telecom Italia) が, 原告 (Golden Bridge) の技術を技術標準に採用しないという共謀を行い, シャーマン法1条に反したと原告が提訴
- ◆100社のうち数社の標準化活動従事者間でメールが交換されたことと, その後に実際に原告の技術の不採用が決定されたことは立証された
- ◆原告の技術を採用しないようにしようという内容の連絡をしたことは立証されなかった
- 2008年に米国連邦地裁は, 原告敗訴のサマリジャッジメント
- 控訴裁判所も地裁判決を支持し, 原告敗訴が確定

出典：和久井理子著, 「技術標準をめぐる法システム ―企業間協力と競争, 独禁法と特許法の交錯―」 p.90, 2010年, 株式会社商事法務
米国特許訴訟ストア https://www.s-nippo.com/sh/news/detail.html/news_id/2416/

Philips v. ITC

- ◆ Philipsは、CDに関する特許を所有
 - ◆ 1990年からPhilipsは当該特許をパッケージライセンスによりライセンスしていた
 - ◆ Princo他数社はライセンス契約を締結していたが、まもなくして、ライセンス料金の支払いを停止
 - ◆ Philipsは、関税法337条に違反し、特許6件を侵害しているとして米国国際貿易委員会 (ITC) に申し立てを行った
 - ◆ ITCは、必須特許と非必須特許がパッケージライセンスされているとの被告の主張を認め、特許権者らはミスユースにあたる行為を行ったとした
 - ◆ 連邦巡回控訴裁判所(CAFC)は、パッケージライセンスの対象に非必須特許が含まれたいたとしてもミスユースになるとは限らないとしてITC決定を破棄し、差し戻した
- 差し戻し審では、全ての特許が必須特許であると認定されて、ライセンスは合法であるとされた (2009年)

USTR ⇒ ITC

◆サムスンが米国国際貿易委員会(ITC)に対し、標準必須特許(及び非必須特許)に基づき、関税法に基づくアップル製品の排除命令を請求

- * ITCがアップル製品の禁輸を認める決定(必須宣言特許1件侵害認定)(2013年6月)
- 大統領が拒否権を発動(2013年8月)
- FRAND宣言特許に基づく差止請求に関する米国司法省・連邦取引委員会の政策を反映
- 米国司法省の独禁法違反事件審査はこれに伴い中止(2014年2月)

ITCによる輸入禁止命令が覆されるのは、1987年以来26年ぶり

略号の説明

3GPP : 3rd Generation Partnership Project (W-CDMA, LTE等の標準化を実施)
ANSI : American National Standards Institute (米国国家標準協会)
ARIB : Association of Radio Industries and Businesses (一般社団法人電波産業会)
CCSA : China Communications Standards Association (中国通信標準化協会)
CDMA : Code Division Multiple Access (符号分割多元接続方式)
CJEU : The Court of Justice of the European Union (欧州連合司法裁判所)
CDMA2000 : Code Division Multiple Access 2000
DOJ : United States Department of Justice (米国司法省)
ETSI : European Telecommunications Standards Institute (欧州電気通信標準化機構)
FDMA : Frequency Division Multiplex Access (周波数分割多元接続方式)
FRAND : Fair, Reasonable and Non-Discriminatory
FTC : Federal Trade Commission (米連邦取引委員会)
GSM : Global System for Mobile Communications
IDC : InterDigital, Inc. (米国の移動通信に関する研究開発型企業)
IEC : International Electrotechnical Commission (国際電気標準会議)
IEEE : The Institute of Electrical and Electronics Engineers (米国電気電子学会)
IETF : Internet Engineering Task Force (電気通信・電気・電子・ソフトウェア等の標準化を実施)
ISO : International Organization for Standardization (国際標準化機構)
ITC : International Trade Commission (国際貿易委員会)
ITU : International Telecommunication Union (国際電気通信連合)
JISC : Japanese Industrial Standards Committee (日本工業標準調査会)
LTE : Long Term Evolution
OMA : Open Mobile Alliance (モバイルインターネット関連の標準化を実施)
PDC : Personal Digital Cellular Telecommunication System
PHS : Personal Handy phone System
TDMA : Time Division Multiplex Access (時分割多元接続方式)
TD-SCDMA : Time Division - Synchronous Code Division Multiple Access
TIA : Telecommunications Industry Association (電気通信工業会)
TTC : The Telecommunication Technology Committee (一般社団法人電信電話技術委員会)
TTA : Telecommunications Technology Association (韓国情報通信技術協会)
USPTO : United States Patent and Trademark Office (米国特許商標庁)
USTR : Office of the United States Trade Representative (米国通商代表部)
W3C : World Wide Web Consortium (インターネット関連の標準化を実施)
WCDMA : Wide-band Code Division Multiple Access (広帯域符号分割多元接続方式)
WiMAX Forum : Worldwide Interoperability for Microwave Access Forum (WiMAX等の標準化を実施)